

JICA 環境社会配慮ガイドライン第十三回改定委員会

平成十五年七月十四日（月曜日）

午後三時開議 JICA 国際協力総合研究所 大会議室

出席委員（敬称省略）

共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
ビューロー／委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
ビューロー／委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
ビューロー／委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	佐々木 英之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
	富本 幾文	国際協力事業団 企画・評価次長
ビューロー	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長

欠席委員

委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター・ナゴヤ
委員	櫻井 繁樹	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	山崎 信介	農林水産省 国際協力課長
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長

- ◇-----
- **原科共同議長** 定刻の 15 時になりましたので、開会致します。今日は第 13 回の改定委員会でございます。本日は原科の担当で、この議事を進めて参ります。それでは早速、前回國島共同議長から、そのままの状態を引き継いで欲しいとのことでしたので、その状態で進めたいと思います。今日で、起草グループが活動を本格的に行う前の段階での最終の区切りになります。本日は通常の 3 時間よりも、1 時間 30 分を延長しますが、4 時間 30 分の時間の中で、最後まで議論を進めたいと思います。

そこで、まず前回お配りした資料「EC.9/3 rev.」5 ページの「3.相手国の情報公開」、「4.ステークホルダーとの協議」という 6 ページの 3 行目まで部分の範囲内でまず議論したいと思います。そこで前回との関係がございますので、この間のところで議論が尽くせなかったというところがございますら、ご意見を頂きたいと思います。それでは、事務局の鈴木さんから一言お願い致します。

- ◇-----
- **事務局 鈴木（以下 鈴木）** その前に資料の確認をさせて頂きたいと思います。
 - **原科共同議長** 通常、ビューローからの報告等をするのですが、前回からの続きということでしたので省いてしまいました。それでは、資料の確認をお願い致します。
 - **鈴木** 本日使います資料は、先週の金曜日にお配りしました、今原科共同議長からご紹介ございました「EC.12/1」と右上に書いてある資料でございます。あと、当日の配布資料として 2 種類の資料をお配りしております。「EC.13/1」と書いてある西井委員からの資料、1 ページめくって頂きまして「EC.13/2」メコン・ウォッチの松本委員から「ステークホルダーとの協議以降」という資料。もう一枚めくって頂きますと「EC.13/3」で「実施体制その他」。これも、メコン・ウォッチの松本委員からの資料。これが一つの冊子になっております。もう一つ、当日の配布資料で「EC.13/4」と書いてある資料でございます。IAIA 会員の浦郷昭子さんという当日参加者からの資料をお配りしております。以上が、当日配布資料でございます。

- ◇-----
- **原科共同議長** それでは、早速ですが今ご紹介頂いた「EC.13/1」を西井委員から資料を頂いておりますので、これを簡単にご紹介頂けますか。今日、西井委員はご出席ではありませんね。

- **鈴木** はい。今日のご欠席ということで、こちらを頂いております。西井委員からのこのご意見の骨子は、JICA 自らが情報公開を行うことが、まず重要ではないかと点でございます。特に真中のところで、「JICA 自身が相手国において、自ら情報公開を行うということがいかに重要な意味を持つかということ、もう一度よく確認したい」ということが書かれております。案件発掘、予備調査など援助案件の最上流部において、JICA 自らが情報提供に責任を負うことは必要な関与ではないかということでもございました。そのような意味で、松本委員 (FoE Japan) の提案を尊重するかたちで、相手国にお

ける情報公開といったものを、ガイドライン本文中に盛り込まれるように提案する。あわせて、相手国自身の情報公開についても、できればJBICよりも質の高いものを、少なくともJBICのガイドラインに盛り込まれているレベルの公開の原則は、JICAのガイドラインにおいても盛り込まれるべきということで、松本委員（FoE Japan）の提案を尊重するかたちで、本文に盛り込むことを提案しますという内容でございます。以上、簡単にご紹介しましたが、この資料の趣旨をご紹介致しました。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。それでは、このあたりのところから、議論を進めていきたいと思えます。前回、相手国政府内での手続きとJICA自らが、相手国の中でする情報公開をどのあたりまでするか。そのあたり議論があったかと思えますが、西井委員はそういった点で、JICAも積極的に情報公開を進めるべきだというご提案です。

富本委員は「支援」という立場ということをおっしゃったのですが、その支援という観点から言っても、JICAが積極的に自ら情報公開をすることによって、相手国の手続きの中でも情報公開をサポートする。相手国の手続き上しにくいものは、むしろJICAが責任を持って情報公開をしていくようなことも、考えていいのではないかと思います。ですからそのような意味でも、そのあたりをもう少しクリアにした方がいいような感じがしました。それでは、富本委員どうぞ。

- **事務局 富本（以下 富本）** JICAの富本でございます。この西井委員のご意見を拝聴致しまして、確かに的確なご意見だと思います。やはりJICAの立場として、前回も申しました通り、情報公開を積極的に行うという立場は、これはもちろんそのような方向で現在も進めております。私が申し上げたのは、日本国内において出来る限りの情報公開を行うということが相手国において、相手国の諸事情がございますし、その中で定められた法律というものがございます。そういったものを遵守するといった立場が、JICAでございます。その中で相手国と協議をしながら、相手国が出来るだけ情報を公開していくように、我々は促進をするし、協力をします。

情報の内容を相手国が十分説明出来ないような時には、むしろJICAが全面的に立って、その部分を説明し、技術的な観点からも説明をするというようなことが、現在でも大いに行われております。そこをさらに一歩ずつ進めていくということをしていきたいと思っておりますが、色々な国の事情がございますので、これは原科共同議長がおっしゃったように、日本国内と現場というのは多少違うかもしれないし、多様性というものを尊重しながら、このガイドラインで示された方向というものを基本的に行う環境を作っていく。それこそ技術協力の趣旨に合ったやり方ではないかと思えます。まずその点を申し上げたいと思えます。以上です。

- **原科共同議長** この点に関しまして、他にご意見ございますか。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** アジア経済研究所の作本です。この情報の問題は、ODAの関係だけではなく、日本の環境機関の中でも慎重に扱われているわけです。いわゆる日本の環境基本法

においても、まだ環境権という権利は認められておりません。しかも我々がこれから、環境関連で ODA の対象とするアジア諸国では、前回では熟度という言葉もありましたが、民主化の度合いが全く違います。しかもここでは、相手国の情報公開の制度に従ってということで、相手国を尊重する立場を取っています。

私がインドネシアに行っている時に聞いたのですが、JICA が前面に立たないから、相談にのってくれないからと相手国の期待が高いものですから、そのようなところから、いくつかの問題が出ていると感じています。形式的には相手国政府が、まず前面に出るべきであって、援助とは彼らが独り立ちするための手段であると、前におっしゃっておられましたが、その為の訓練や教育、情報提供をすべきであって、我々が Web 等で情報公開をすることは勿論ですが、相手国政府の前に出て行って、一方的に情報公開する、もしくは相手の権利ということで根拠を与えるということは、少々行き過ぎではないかと私は思います。情報を提供するという事は、当然誰が情報を提供したかということで、提供者にその後の責任がかかってくるということを考えますと、第一に相手国政府がその努力をするべきであって、(日本は)それをプッシュすべきであると、私は考えます。

- **原科共同議長** 他にご意見ございますか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** メコン・ウォッチの松本です。前回からの引き続きですが、原則論は様々あるかと思えます。その一方でここは具体的な話をする必要があると思えます。どこから話を進めていくかということがあるかと思えますが、前回の流れを受けて言うと、松本委員 (FoE Japan) のペーパーでいうと「2-2-2 相手国での情報公開」。ここをとにかく一通りコンセンサスがとれる形にもっていきたいと思って、私としては意見を言いたいと思えます。

その際、この場に具体的な紙で出ているのは JICA の紙と、この松本委員 (FoE Japan) の紙ですが、JICA の紙を見たときに、相手国での情報公開に近い、あるいは匹敵するようなところを見てもみますと、前回の資料「EC.12/3」という 3 ページの「2. (2) 開発調査 (フィージビリティ・スタディ)」の中で「③スコーピング時に住民参加を組込み、事前に必要な情報を相手国の住民等に公開する」という言葉がある。あるいは「④環境社会配慮報告書案を住民等に公開し、説明を行う」ということが書かれております。

これは原則に相手国が主権をもってという議論はあるにしても、JICA 案の中にも当然、JICA が責任を持って情報公開を現地で行うものとして書かれているというように理解できます。少なくともこれについては、スコーピング時、つまり方法書を作成するような段階。それから環境社会報告書案、即ち準備書の段階。この 2 つでは、やはりきちんと情報を公開して、適切な協議が必要であるという立場を JICA は執られていると思えます。

従いまして、あまり原則論で相手国がどうすべきとか、日本国政府がどうすべきかというところに留まらず、このような具体的なところをみれば、JICA も JICA として

現地で住民に対して情報公開をしなければならないということを書いていると思います。従ってこのような接点が、どうも前回の議論では見えなかった。何か正反対のものをお互いが言っているような印象を受けたのですが、1つずつ丁寧に見ていけば、私は決して正反対のことは言っていないのではないかと思います。従って出来るだけ、今日の会合は第一ラウンドの最後だということもありますので、私とすれば折り合えないような議論ではなく、1つ1つをチェックしながら、共通点を探していく。

その中で、実を言うと相手国の情報公開という視点からいきますと、フィージビリティ・スタディのところのカテゴリ A にはこう書かれている。しかし松本委員 (FoE Japan) 案には、B でも影響の大きいものを含んでおります。あるいは公開のタイミング (時期) について、60 日と限定的な期間を入れております。それは大きな違いだと思います。さらにマスタープランについては、専門家の意見を聞くとありますが、住民の意見を聞くとは書いてありません。松本委員 (FoE Japan) 案では、マスタープランであっても、カテゴリ A 及び影響の大きい B については、やはり非常に大きな括りがありますが、やはり住民、特に代替案を考えるような段階であれば当該住民というのも、重要なステークホルダーと考えられます。

従いまして、そこに対して情報公開が必要だという議論だと思うのです。少なくとも相手国での情報公開ということに区切りますと、ここを見る限りでは問題となっているのはカテゴリ A だけなのか。B の一部は含むのか。60 日という期間を定めるべきか。マスタープランの扱いについてはどうするか。実はそれぐらいが大きな違いであって、それ以外何か根本的な違いがあるのであれば、もう少し皆さんで議論した方がいいと思います。

- **原科共同議長** 深田委員、どうぞ。
- **事務局 深田 (以下 深田)** JICA の深田です。前回出席できず、報告を受けただけなのですが、色々解釈が混在していると思うのですが、ここでプロジェクト形成や案件発掘の部分と、それから開発調査の S/W、あるいはその前の事前評価の段階というのは、分けて考えなければならないと思います。西井委員のペーパーにしても、前回の松本委員 (FoE Japan) のペーパーにしても、プロジェクト形成あるいは案件発掘の段階については、考え方としては明快だと思います。援助というのは、日本国と相手国と対等の立場で約束して、実施していく。お互いが約束をしたあとの話で、日本は日本として国民の税金で援助をしているなら、きちんと説明していく必要があるし、相手側も自国民について説明していく必要がある。

ただプロジェクトの形成という段階については、富本から説明があったかと思いますが、ある意味日本政府がそのような国際約束を結ばない段階で、相手側へ出かけて行き、相手側と内々で話をしている。この段階でどこまで出すのかというのは、よく考えなきゃならない問題は、この段階で出した時に、これは相手側にとって特に援助を期待しているような国は、そのような段階で日本がそれを発表してしまうと、日本から援助をも

らえるのだなというインプリケーションを与える可能性がある。それから相手国側にとっても、その政府内で色々な開発計画というのは当然あるわけです。その開発計画の中で日本が出かけて行き、色々な話をするというのは、ある意味ではまだ発表する前段階なわけです。そこは当然、作本委員もおっしゃったように、相手国政府の自主的判断・政治的枠内の判断というのを、尊重しなければならない部分というのはあると思います。

ただそう言っても、今検討しているのは、案件の妥当性をまず判断するための環境影響調査のようなものを、我々は導入しようということを考えております。これについて、恐らく「このような判断で、この案件は妥当だ」と我々が判断した案件については、いずれかの時点でその判断の根拠というのは、日本側として示していく必要はあると思います。ただ「このような判断で、この案件は駄目だ」という調査まで、いずれかの段階で発表する必要がある、もしくは発表する立場に日本があるのかということは、やはり援助の二国間、一対一の政府間ベースで考えていかなければならない。そこは段階において、より整理した方がいいと思います。私は松本委員のおっしゃっている部分というのは、全面的にほぼその通りだと思います。ただ、そこはきちんと整理させて頂きたいと思います。

- **原科共同議長** そうすると案件発掘段階において、扱いは変えていかなければならないとおっしゃいました。その後の準備段階、これは前回の資料「EC.9/3 rev.」9ページの表の準備というところの先であれば、松本委員がおっしゃったようなことは、概ね妥当だということによろしいのでしょうか。しかし、それより前の発掘段階では、扱いを変えなければならないというご意見ですか。鈴木さん、どうぞ。
- **鈴木** 逆に、松本委員からまさに **specific** ないくつかのポイントについてのご質問がございましたので、それについてお答えする形で議論を整理していきたいと思います。まず JICA の方のペーパーで、確かに相手国において積極的に情報公開をしていく必要性というのは、強く感じております。今、松本委員からご指摘あった、環境・女性課からのペーパーで「EC.12/3」という下に「1/3」で始まっている紙でございます。ここに情報公開の時期と内容ということで、マスタープラン・F/S と書いてあります。この「2. 情報公開の時期と内容」のところ私どもが入れておりますのは、「JICA の情報公開の時期と内容について、協力を開始する際に相手国の了解を取り付ける」というのを一行入れております。

これは先程富本も申しましたように、行わないということではなく、例えば S/W の時期といった時に、きちんと JICA として、このような情報公開のスタンスで望むのだということを書いて、それを相手国に働きかける。作本委員からもお話がございましたけれども、相手国を積極的に **involve** していくという意味で、ここに了解を取り付けるというのを1つ入れた上で、その下の情報公開を進めております。松本委員からのお話の中でいくつかご指摘があったのは、1つが「一部の B はどうするのか」という、この開発調査の F/S のところです。カテゴリ A と書いてあるのですが、一部の B について

はどうするのか。それから住民の意見をマスタープランの段階で取らないのか。それから日数はどうするのかという、かなり具体的な論点についてご提案がありました。一部の B につきましては、その一部という判断が、なかなか難しいのではないかと我々は思っております。

手続きにも絡むところなのですが、仮に最初のスクリーニングの段階、我々が実際に要請を確認して、外務省に「このような根拠で B です」という提言をした後でも、これは山田委員からも大分これまで議論がありましたように、変えていく段階がございます。我々も最初に B だと思って IEE を行った結果、これは A 案件だというものもあります。その場合 A の手続きに戻るわけですから、それはカテゴリ A として、またここに記しているような情報公開のタイミングをみて、きちんと行っていきたいということでございます。そのような意味で、カテゴリ A というように限定して書いている趣旨でございます。

それから、マスタープランの住民の意見を聞かないのかというところでございますが、これは、SEA について以前原科共同議長からご説明頂いた時に、SEA のまきにプランの上流の部分だと、なかなか住民というものをきちんと、誰が本当に対象住民なのかということが、見極めにくいというようなお話がございました。我々はここに、計画アセスメントの考えを適用する場合と書いてありますが、相手国のカウンターパート以外の専門家の参加。これは原科共同議長が、専門家のパネルを作るというやり方があるのではないかとご説明があったのを受けて、カウンターパート以外の専門家を広く、専門家パネルというようなものをもって、意見を求めていくという趣旨で書いておりました。マスタープランでもそういったような、なかなか住民がきちんと、identify できないものと、住民がかなり明確に分るものというものがあると思います。住民がかなり明確に分るのであれば、もちろん住民参加というものを促しながら、スコーピングを行っていくということになるのですが、そこは必ずしも全てのマスタープランに住民参加と書いてしまうと、逆に正しいマスタープランのスコーピングの捉え方ではないのかと思います、ここは専門家パネルという趣旨で書いているところでございます。

日数については、松本委員 (FoE Japan) から、かなり細かいご提案を頂きました。当然ながら必要な情報については、必要な日数で情報公開していかなくてはならないと思いますが、果たしてこの日数が本当に現実的な日数なのかというのは、我々も今の段階で 60 日がいい、90 日がいいと議論するまで、調査をきちんと進めておりません。これは現地の事務所、大使館等、広く実際にこのガイドラインを現地で使っていく我々の仲間も含めて議論した上で、日数というものはきちんと JICA の中で決めていきたいと思っております。

あえてもう 1 つ付け加えさせていただきますと、松本委員 (FoE Japan) のペーパーで、相手国における情報公開のところに、インセプション・レポート、あるいはインテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートとかなり詳しく、このレポートをこのタイ

ミングでというように出ているのですが、我々の中で議論をしておりますも、果たしてこのインセプションが環境社会配慮に関する正しい情報を伝えるタイミングなのかということが、疑問として出てきました。といいますのは、ここで必要なのは相手国において、きちんとした環境社会配慮を JICA がどのようにしていくのか。この調査を通じて、どのように行っていくのかという情報を、適切に適切なタイミングで伝えていき、住民参加が必要な場合は、住民参加を求めていくことなのだろうと思います。タイミングは、もちろん日本の環境アセス法等を見ましてもいくつかあると思うのですが、例えば合同スコーピングを先方と行った時に、その合同スコーピング、それからその結果、それに基づいて JICA がどう環境社会配慮を先方が行う環境アセスに対して、どう環境社会配慮を行おうとしているのかという方法を示すものという情報が 1 つあると思います。

では次の段階で実際にそれを移した時に、具体的にどのような環境社会配慮を行ったのかというその調査の案的なもの。それを踏まえた最終的な環境社会配慮報告書というもののタイミングがあると思います。これがイコール インセプション、イコール インテリム、イコール ドラフト・ファイナル・レポートということではないのではないか。必要なことは、それぞれのタイミングにおいて、必要な情報を適切に、先方政府の了解を取り付けた上で、相手国の住民に対して説明し、納得のいく形で環境社会配慮を進めていくことではないのかというように、我々理解しております。

従いまして、情報を適切な時期にきちんとした内容を出していくということについては、全く我々は異論もございませんし、それは積極的に行っていきたいと思いますが、それがこの松本委員 (FoE Japan) の提案のそれぞれのレポートで、それぞれの日数なのかということについては、我々はそのまますイコールそうですと合意することではないと申し上げたいと思います。以上でございます。

- 原科共同議長 はい。ありがとうございました。松本委員、どうぞ。
- 松本委員 (FoE Japan) 先程の鈴木さんのお話の中で何点かあるのですが、1つは最初にお話された「EC.12/3」の 1 ページ「2.情報公開の時期と内容」の中で、相手国の了解を取り付けた上で公開していくということなのですが、これは逆に了解を取り付けることが出来なければ公開をしないという方針なのかどうかということ。これについて JBIC で議論した時には、適切なガイドラインに規定した手続きを取れないものは、支援をしないという方針を明らかにしているわけですが、それが了解を取り付けなければ、全て公開できないものなのかどうか。それについて、もう一度ご意見をお聞きしたいと思います。

それから日数のことですが、私も 60 日というのはどうしようかと迷ったところですが、これは是非委員会の中でもご議論頂きたいと思います。私のポイントとしては、情報が提供された後に、十分にそれを吟味する時間を取るところがポイントでございますので、その細かい情報を十分把握するには最低限 60 日くらい、配布する時間や

あるいはそれを入手する時間等のタイムラグを考えると、それくらいは必要ではないかということで、60日という設定にしております。それはむしろ、委員会の中で検討して頂ければと思いますが、少なくともどれくらいの期間はという目安は、やはりあった方がコメントを出す側にとってもいいのではないかと思います。

最後はスコーピングとドラフトの段階で意見を述べるというポイントは、私も基本的なことをこのペーパーに色々書かせて頂きましたが、基本的なポイントはスコーピングの時点と準備書（ドラフト）の時点で、きちんと地域の住民等のステークホルダーからコメントが受けられるという状態を作ることが重要だと思っておりますので、それを考えた時に書かせて頂いたようなポイントが、やはり方法書あるいは準備書の公開のタイミングにあたるのではないかと思います。ただ、必ずしもインテリム・レポートが準備書にならないですとか、ドラフト・ファイナル・レポートが準備書にならないということになると、ではどの時点で、どれだけの情報は、最低限公開するのかということが曖昧になってしまうわけです。

ですから逆に、インテリム・レポートの時点では、このようなものがわかるようなレポートにしておく必要があるとか、そのようなことで、どのような情報を、どのような時期にというタイミングは曖昧にせず、明らかにし、制度としてまとめた方がいいのではないかと思います。

- **原科共同議長** はい。よろしいですか。今の関係ですか。富本さん、どうぞ。
- **富本** 鈴木に対する質問を私が答えるような形になりますが、協力を介する前に相手国の了解を取り付けるということについて、全く情報公開をしてはならないと反応する国は、非常に少ないと思います。ただ今の段階で、どこまで出せるかという程度の問題は色々あるかと思います。ですから、JBICに書かれているような情報公開に対して同意しなければ案件を協力しないという立場は、前回も言いましたが、JICAの立場として全くそぐわない。JICAとして一部でも情報公開をしようとする意思があるならば、それを出来るだけ広い段階を、広い部分を公開するように、あるいは適切に意見を取り入れるように協力をしていくことが、まずJICAの立場ではないかと思います。

そのような意味では、これは松本委員（メコン・ウォッチ）の話ではありませんが、原則論としてあくまでも尊重しなければならないのは、相手国の了解なしに情報公開をすることはありません。了解を取るのです。その時には、出来るだけガイドラインに沿ったような形で公開できるように、相手国を説得していくのですという意味合いを含んでいると理解して頂いていいのではないかと思います。

それから日数については、松本委員（FoE Japan）は非常に、JICAの手続きをよくご理解されたのでいいのですが、あらゆる文章に対して日数をおいたり、あるいはドラフトや後の話を全部チェックされようとしておりますが、それは本当に必要な情報を取るのにふさわしい手続きなのだろうか。むしろ内容を決めて、それを必ず盛り込む。例えば、環境社会配慮の計画書というようなものの中身を充実させていくということの方

が、必要な情報というのを的確な時期に得られるのではないかと思います。今のご指摘のような各段階で全てチェックをしてしまうと、全体の業務が非常に滞ってしまうということがあるかと思います。もちろん A 案件や一部の B 案件というのは数が少ないので、全体に与える影響はそれほどないかもしれませんが、少なくとも A 案件に関しては、ほとんど事業が進まなくなっていく可能性がある。

さらに、このように1つ1つチェックをしていっても、必ずしも意図されているような環境チェックになるかどうかというのは、私どもはそうは思っておりません。むしろ A 案件というのは特殊な案件でございますので、それに必要な環境配慮というものをきちんと盛り込んだような文章を作っていくというようなプロセスを、むしろ確保する方がより効果的にガイドラインに沿った案件の運営が出来るのではないかと考えております。そのような意味で、日数というものを区切るよりも、よりの確な文章を計画書なり、日本でいう準備書や評価書といいますが、準備のための協力書、評価のための協力計画書といったものの中で、必要な情報というものをきちんと盛り込む方法もあるのではないかと考えております。以上です。

- **原科共同議長** 私も一言、言わせて下さい。今の件ですが、コミュニケーションという点から考えて、相手国の住民の皆さん（ステークホルダー）が理解するためには、やはり早目に情報を提供して、十分に理解する材料が提供されなければなりません。ですから、60日という期間はそんなに不相当だと私は思いません。我が国でさえ、ひと月と二週間というのがアセス法のルールです。地方自治体でもそれに近いひと月と二週間、あるいはひと月と15日という形です。日本の場合、国内は情報の交流が良いわけです。ですから、途上国は情報交流の事情が違うということをお聞きしましたので、むしろ二ヶ月というのは最低限ではないかと感じます。60日というのは、そんなに不適切な値ではないと思います。もっと言えば、より長いことが必要かもしれません。

そのようなことで、少なくとも情報をきちんと伝えて、ご意見を頂かないと、皆さんの意見を聞いたことにはならないと思います。そのような意味で、ドラフト・ファイナルという考え方は必要だと思います。そのドラフトの段階で、今富本さんがおっしゃったように、出来るだけきちんとした情報を与えるべきなのですが、あまり固まり過ぎますとドラフトと言えなくなって、意見を出してもあまり変わらないことになるかもしれない。むしろ不信感といいますか、信頼感を損なう恐れもあります。日本の場合はそのようなことが多いのです。ですから、そのような点を考えると、ドラフト・ファイナルという仕組みをきちんと考えて、ドラフトを行うならば、十分意見を頂く期間を設け、そして頂いた意見にきちんと答えるということが必要だと思います。

先程、松本委員がおっしゃった、スコーピング段階と日本語でいう準備書（ドラフト）の段階の2回というのは、皆さんご存知のように、今では各国で標準の方法になっております。世界銀行もそのようにしており、JBICもそうしました。これは国際的な標準方法ですから、これはやはりきちんと JICA の場合にもそうして頂かないと、まさに

JICA が支援するのですから、きちんと支援して頂かないと JBIC で案件審査の時に通らなくなってしまいます。JBIC でそのようなことを持っているのであれば、当然 JICA の段階できちんとして頂きたいと思いますので、そのようなルールは大変重要だと思います。

それからもう 1 つは、先程、鈴木さんがおっしゃった、計画アセスメントの考え方を適用する場合のご説明で、私が申し上げたのは、ステークホルダーの確認をすることは、計画段階では大変難しい場合がある。従って、通常のアセスメントのような形での住民参加というものは、やりにくい場合がある。そこでパネルを作るわけです。ですからその場合、専門家の参加はその通りなのですが、同時にステークホルダーの代表を早目に参加させることが必要だということです。そのような意味で、ステークホルダーの代表は当然入ってもらわなければなりません。そのステークホルダーの代表というのが、この「EC.12/3」の「2.情報公開の時期と内容」の(1)③には書いてないので、これは具合が悪いと思います。私はそのようなことを申し上げたのです。

広く情報を提供することは難しいのですが、それに対してリアクションしてくれる人はたくさんいるわけですから、そのような方の意見は反映できるように、ステークホルダー・グループに入ってもらおうということです。私の意見はここまでです。今手が挙がりましたが、作本委員どうぞ。

- **作本委員** アジア経済研究所の作本です。「EC.9/3 rev.」5 ページの 3.1 と 3.2 の文言について一言言っておきたいのですが、JICA は相手国の情報公開の制度に従って、公開するよう要請する。似たような文章が 3.2 にもあるわけですが、3.2 の場合には「従って」という点が入っております。この従ってというのは、相手国政府が従うのですか。JICA が従うのですか。どちらの側のことを言っておられるのか、これだけ明確にして頂ければと思います。
- **原科共同議長** では、今の件お願い致します。
- **鈴木** これは相手国による情報公開です。相手国にさせる情報公開で、JICA が相手国において行う情報公開ではないということを、まず明確にしておきたいと思います。これは、相手国がきちんと、相手国の持つ情報公開の制度に従って、環境と社会に関する情報を公開するよう要請するというところでございます。先方政府に対して、きちんと情報公開の制度を持っている国、持っていない国があるかと思いますが、持っている国はその制度に従ってきちんと行いなさいということでございます。
- **作本委員** 私も相手国政府のことだと思ったのですが、例えば制度を持っていない国は、それで終わりですか。私はこのことを心配しているのですが、そうではなく情報公開の制度を配慮するという程度にして、JICA 側の判断材料に移してはどうでしょうか。相手国が情報公開の制度を持っていようが、持っていまいが、要請する。もし相手国が制度を持っている場合には、日本政府あるいは JICA が判断の材料に加える。そのような意味では、「従って」という言葉ではなく、もう少し強い言葉で、JICA 側が「配慮」す

るというのはいかがでしょうか。相手国に情報公開制度のある、なしに関わらず、きちんと相手国政府に要請するという形の方が、私は 3.1 及び 3.2 について強い姿勢になるかと思います。何かすごくこれは、表現上足を引っ張っているような、腰が引けているような表記だと思います。

- **原科共同議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本** 富本でございます。まさに作本委員がおっしゃったように、我々が行わないつもりは全くないし、情報公開制度が必ずしも十分でないとか、あるいは制度の枠組みがあっても、そういったものを実際に運用している経験が少ないとか、それから形式上人が集まっても十分な意見が言えないとか、色々な状況の国があるわけです。それと日本が行っている、あるいは他の先進国の国々が行っている状況とのギャップ等を我々がみて、どこに協力をすれば、より望ましいレベルに達することが出来るのか。その為の人材や能力はどのように強化していけばいいのか。そのようなことも、我々としても注目していかななくてはならないということ、先程から申し上げているわけです。

このような制度がない、このようなことが出来ないから、あなた達の国は全く対象にならない、協力はしないというような立場は、JICA としては少なくとも取れないだろうということを申し上げたい。ですから、ここで何日というように決めて頂いて構わないのですが、必ずしもそれにそぐわない場合があるかもしれない。あるいはその国が、60 日ではなく、90 日と定めているかもしれない。色々な状況があるので、そこは多様性を確保して頂きたいと思うわけです。その上で、ここの趣旨に書かれたものについては、出来るだけ実現するようにしていきたいと先程から申し上げております。

- **原科共同議長** 60 日というのは、例えば最低とか、原則とか、やはり今おっしゃったように事情があるかと思いますが、趣旨はそのようなことです。十分な時間を取って、意見を求めるということです。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** メコン・ウォッチの松本です。先程の相手国での情報公開のところで、とりあえずひと段落させたいと思っております。事務局の鈴木さんと松本委員 (FoE Japan) の議論を聞く限りでは、少なくとも 60 日の話や、一部の B は結果的に A になるのだろうというご説明、マスタープランについては原科共同議長のお話等もあり、基本的に代表者がその中に入っていく方向を、元々原科共同議長が考えていたということをお考え、そこでは一切ステークホルダーが無視されるわけではないだろうという方向。あるいは、インセプションあるいはインテリムについては、状況に応じて行うけれども、やはり最低限このように書かれている文章は、このようなタイミングでステークホルダーに公開しなければならないという考え方は、実は大きく違わないと思うわけです。

唯一の大きな差は、相手国の了解を取り付けるという一言かと、実は思いました。従って、相手国の情報公開を終わらせるには、実は相手国の了解を取り付けるという文言を、私はむしろ JICA がどう考えるかというよりも、我々委員がどう考えるかだと思います。

ます。これはJBICの議論でも相当あったことですし、原科共同議長はご一緒したのでよくご存知かと思いますが、もちろん気持ちの上では相手国の了解を取り付けるわけです。JBICの時もこれがなければならぬと書いてありますが、JBIC、外務省、相手国の大使館は現地の事務所を通じて、「このようなことを、今後情報公開を求める」というようなことを、その後きちんと説明しておりますし、おおよそ了解が得られているという現状があります。ですから、気持ちはすごく分かります。

しかし、日本の税金を使って行うJICAの事業として、少なくともこれぐらいはどうしても情報公開をしていない案件は、我々のアカウンタビリティとして認められないだろう、このような情報は、出来たら情報公開して欲しいとか、強く求めるというレベルのものもあれば、これはやはり情報公開がされていなければ、案件形成がきちんと出来ないというようなものもあると思います。私が今挙げたようなスコーピングの情報であるとか、あるいは準備書段階とか、この情報をステークホルダーに公開出来ないようでは、その調査が適切なものになるとは、到底思えないのです。

ですから、そのようなことからいくと、少なくともJICAの現地事務所や現地の大使館に努力して頂きたいという気持ちを含めて、文言上は、やはりこれは必要な情報公開である。当然ガイドライン上ではなく別のところでは、これを取り付けるために、現地の大使館なり、JICAなりが、施行がいつになるか分かりませんが、施行までに相手国政府に理解を求めることだと私は思います。従って、この部分について出来るだけ私は議論した方がいいと思います。

○ **原科共同議長** 今のご提案ですが、私も相手国の了解を取り付けるというこの表現は、大変気になりました。色々なケースがあります。了解がなければ出来ないような感じもします。今富本さんがおっしゃった趣旨を考えて、例えばこのようなことは駄目でしょうか。「協力を開始する前に、相手国にこれを伝えておく」というのは駄目でしょうか。伝えて理解を求めるという感じの方が、了解だとかなり強く感じます。

○ **富本** ここはむしろ、JICAというよりも外務省の意見も聞きたいところですが、要するに松本委員のおっしゃることはよく分かります。我々としてもこの情報を提供しておかないと、住民に対して十分説得したとは言えないし、説明したとは言えないから、逆に住民側にとって自分達が影響を蒙るかどうかということとは知らない。やがて実施していく段階で、必ずそのような問題が起こるだろうということが予測されれば、その段階での協議で相手国が非常に強い拒否をすれば、我々もこれは前には進めないと言わざるを得ないと思います。そのような状況というものは、現実には起こることだと思います。

そこでもうガイドラインの原則で言っている、前に進めないとか、あるいはもう取り上げないというような状況に近いものになってしまうと思っております。私も相手国の了解を取り付けるという意味合いが、ネガティブにとられるのが非常に気になるのですが、先程から申し上げているとおり、そのような状況のある国に対して、そのような状況を放置しておいていいのか。要するに住民が自由に意見を表明できないような状況を

いつまでも放置していいのかということは、逆に NGO の方々の立場からしても、そこはなんとか改善していかなくてはならないのではないかと、少しでも前に進まなくてはならないのではないかとといったときに、政府としては確かに非常に強硬なこともありますが、そうではなく殆どがそのような経験がないし、住民もそのような状況におかれたことがないということが多いのではないかと。そしてそれをうまく説明できる人材が揃っていないというところが、制約になっている部分が結構多いのではないかと。政府として積極的に説明したいのだが、手順が分からないですとか、そういったところに対しては、むしろそのような特殊な技術協力プロジェクトを組んでいく方が望ましい状況になるのではないかと。そのようなことを含めた協力の枠組みを作るということの了解というようにとって頂くと非常にいいのではないかと思います。

ですから、これを盾にして逃げ回るといように捉えられるのは、本来の趣旨ではないということです。説明するという言い方でもある程度いいのですが、説明して向こうがどのような反応をするかということが実は非常に重要でございまして、それに対して少々待ってくれ、今はこのような時期とはそぐわないというように言われた時に、そのまま進めていくのかということにもなります。もちろんそのような時には、プロジェクトを止めることになるでしょうが、もう少し時期を待ってから説明会を開きましょう、環境が整ってから説明会をしましょうということで、そこから前には進めないということになるのかもしれませんが。その間に、色々現地の環境を整え、能力を高めていく努力をするのだらうと思います。

- **原科共同議長** そうしますと、今おっしゃったような趣旨を私なりに理解致しますと、協力を開始する前に相手国に伝えて説明するくらいでもいいのかもしれませんが。
- **田中委員（国際協力専門員）** 専門員の田中でございます。2つほど事例を通じて、この議論に加わりたいと思います。松本委員（FoE Japan）がおっしゃられた、情報公開の非常に重要なポイントは二点あります。1つは、合同のスコーピングが終わったあと、その結果に対して意見が言えることが大事です。もう1つは、実際にアセスメント等が行われて、ドラフトが出来た段階で意見を言う。これは私もその通りだと思います。その二点は非常に重要だと思います。それで、実際にこれをもし発展途上国の現場で実行していくと、どうなるのか。1つはインドネシアの例を申し上げたいと思います。インドネシアで特に、社会環境で住民移転がたくさんあるような案件の場合には、インドネシア政府として LARAP という法制度を持っております。これは、Land Acquisition and Resettlement Action Plan という名前なのですが、これを行う場合、Team9 という9名で構成されているチームが作られまして、だいたい自治体の長が中心になりまして、その人達が Socialization という手法を使って、そのプロジェクトの Project Description、それから Site Description を各地区で順番に説明をしていく。そしてアナウンスしていくということがスタートになります。実際は、本当はフィージビリティ・スタディなどの最初の段階で出来ればいいのですが、現実には後々になって、かなりそのあたりの計

画が固まった段階で、この LARAP というものが行われるケースが、大規模なインフラ案件では少なくないと思います。それからもう一点は、私も最近関わったのですが、カンボジア等でも住民移転のアクションプランを作る場合に、実際には例えばカンボジアの役所の公共事業省等のようなところの方達というのは、自分達で作ったことがないとおっしゃります。これは例えば ADB 等の専門家が来られて、その方達が作られたドラフトを公共事業省で見まして、そこで意見等を述べまして、最終的に国の移転計画として認定されるという仕組みに今はなっているということでした。これもやはり、計画の最初の段階ではないところで行われるケースが、大規模なインフラ案件につきましては、まだまだ少なくないと思います。そのようなことを考えますと、私は例えばインテリム・レポートですとか、ドラフト・ファイナル・レポートというプロジェクト自体の報告書というよりも、やはり先程申し上げましたように、環境社会配慮の大事なポイントについては、ここは公開性を先方の関係者と協議しながら、いつの時点でこれを出していくのかという点について、事前調査の中で話し合いをしていかないといけないと思います。ただこれは、その国の公共事業省のみでは決められず、首相マターになって、最終的に首相の判断を聞かないと返事が出来ないということも時々あります。それから環境アセスメントも以前から議論しておりますが、事業実施主体としてその国の公共事業省なら公共事業省、農業省なら農業省が自前でお金を出し合って行うべきだという議論はあるのですが、カンボジアの公共事業省は現在アセス実施上の予算を全く持ってないのです。私達もそのようなケースの場合、最近では予算措置を取って頂くようお願いするわけですが、公共事業省だけでは決定できずに、その国の財務省がその為の予算措置を用意するということをしないと、実際にはアセスメントは動かないというようなところも現実にはございます。最近ではそのような話し合いを、少しずつではありますが始めておりまして、相手国の財務省もそのような予算を少し考えてみたいというような方向にいきつつある国も、少し出ております。一方フィリピンのように情報公開が非常に進んだ国の場合は、また情報公開のハードルという点では、例えばカンボジアのような国の場合よりは、より話がしやすいというような状況もございます。ですから、これからの議論につきましては、合同スコーピングを行って、方法をお互いに考えた書類をどのように公開するのか。それから先程の議論にあった、環境社会配慮に関するドラフトをどのように公開していくのかという議論を、ここで二点に絞って話し合うというのが大事ではないかと思えます。以上です。

- **原科共同議長** どうぞ。
- **富本** 今の点で、この議論について時間を大分かけてきました。1つは、松本委員 (FoE Japan) の文章にありますように、ステークホルダーに十分な情報提供は必要不可欠だと「EC.12/2」の中ほどのところに、「JICA は外務省や相手国政府の協力のもと～」というような文言もございますし、あるいは原科共同議長のお話もありますし、要するに田中委員がおっしゃったように、JICA は相手国政府と十分協議をし、相手国政府の協

力を得て、情報公開の時期と内容を決定するというような趣旨で、あとは委員会に任せたいと思います。了解を取り付けるというよりも、協議を十分し、協力を得て、JICAが決定するのだということではいかがでしょうか。

- **原科共同議長** 了解を取り付けてという表現は避けるということですか。
- **富本** そうですね。協議をし、了解を得るということです。
- **原科共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 私はガイドラインに書き込む内容としては、このような情報を公開するという書き方が、やはり適切だと思います。例えばこれは提言をする委員会ですので、環境省の小川元委員の今の起草グループの進め方からいきますと、大きな骨子がありますけれども、基本的にはガイドラインにずっと当てはまるようなものをその中に入れていくわけですね。もっと言えば、これをそのままガイドラインに使って、もいいくらいの感じのものをずっと入れて、それを色々な基本的な考え方や、あるいは色々な提言で挟むというような形を小川委員は提案されていて、それで起草グループは進めております。

私はやはりこの中に入るガイドラインそのものについては、以下の情報を公開する。ただしそれについては、相手国政府との協議も必要でしょうし、理解を得ることも大事ですから、そこはそれまでそのような努力を JICA 現地事務所が、日本の外務省の協力を得て行うというような提言をすることであれば、そのようなことでもいいのかと思います。やはりガイドラインの中身自体は、このタイミングでは、このような文書をステークホルダーに提供するというように、私は書くべきではないかと思っています。

- **原科共同議長** ではそのあたりは今のようなことで、よろしいでしょうか。ドラフトを作ってもらってから、また議論するということでもよろしいかと思っています。鈴木さん、どうぞ。
- **鈴木** 松本委員（FoE Japan）のご提案（「EC.12/2」）の最初「2-1.情報公開の基本的な考え方」のところとして整理されていらっしゃる 5 つ目のところで、「JICA は外務省や相手国政府の協力のもと、JICA が実施する環境社会調査に係る情報は、相手国のステークホルダーに対して積極的に情報提供を行わなければならない」とあります。我々の趣旨としては、多分我々が言っていることは、他の委員の方もお分かり頂けたと思うのですが、相手国を全く無視した形で、JICA が一方的に相手国に行って、相手国の住民に対して説明するということは無理なことだと思います。

相手国の協力を得ないと、それは出来ないということで、そのような意味の基本的な考え方、情報公開をするにあたっての基本的な考え方として、相手国の政府の協力を得る。もちろん外務省の現地大使館の協力を得るということは、必要なのだろうと思います。ですからそのような理解のもとで、JICA はそのタイミングに応じた情報公開を積極的に行っていくということは、基本的に我々が今後取るべき道ではないかと思っています。

- **原科共同議長** そうすると今のところは、JICA は相手国政府の協力のもとという表現

になっておりますが、この表現に含まれているということによろしいのでしょうか。

- **鈴木** そのように思います。
- **原科共同議長** それでは情報公開について、前回と今日と続きましたので、先へ進めたいと思いますがよろしいのでしょうか。それともまだございますか。もう1つ確認しますが、日本国内での情報公開は徹底して行うということは、これはよろしいですね。これは日本語と英語と両方です。海外からもアクセスできるということです。そのようなことによろしいのでしょうか。
- **富本** そのような趣旨でございますが、実施方向について、英語で作るということについては、これまで議論をしていない部分もございますので、若干行政コストがかかる部分も当然あるだろうし、どのような表現にするかということは、相手国政府も巻き込んだ話でございますので、完全に日本語の部分を英語に訳すかどうかというあたりは、微妙な問題もございます。相手国政府の評価の部分等も入っている部分もありますので、そこはある程度十分検討しなければなりません。原則的には英語ということも十分含めて考えて頂いてよろしいかと思えます。ですから、行政コストがかからないようにする。
- **原科共同議長** 行政コストはかけていいと思えます。
- **富本** なるべくかからないようにということです。それから無用な外交的摩擦は行わないということが1つあると思えます。それだけ申し上げたいと思えます。以上です。
- **原科共同議長** 國島共同議長、どうぞ。
- **國島共同議長** 私は透明性と情報公開ということに関して、日本政府の色々な省庁で、色々な難しい問題に直面して、苦労した最も先進的なセクションは、多分建設省ではないのでしょうか。外務省関係はここ数年ですが、建設省では約10年前に、いわゆる大手ゼネコンの幹部26人が贈賄の容疑で捕まり、知事や市長が数人捕まりました。いわゆる公共工事、公共事業のあり方について、根本的な問いかけをなされた時に、新しい理念として透明性ということを真っ先に掲げて、色々な事業のシステムを改定しようということを行ったわけです。

それから10年経ったのですが、今から透明性というものを考えた時に、1年半か2年かけて、いわゆる予定価格という、工事をいくらで役所が積算するかという額を、入札という民間の企業が入ってくる前に、公表するかどうかということについて、当時の超高級官僚と世間的に立派だといわれている学識経験者が20~30人集まって、何回も何回も議論した結果、これを公開することは妥当性に欠けるという全会一致の審議が出そうになった。それが結局、色々な努力で出なかったのです。ところが10年も経たないうちに、そのようなものは、公共の行うこととして決定し、それに民間が関わる。民間の方はピンからキリまでいる。そのピンの方だけが、それに対してうまく対応すればいいのですが、キリの方が色々それをひどいことに使うという心配があるから、そのようなことは公的なものであっても、公表しないのだというようなことは、少なくとも公

共事業や公共工事のシステムでは、過去のものになったというのは言い過ぎですが、公のことは出来るだけ速やかに公開しながら、相手が色々心配していることは分かっているけれど、結局はそのような方がいいのだということになっている。

もちろん、いわゆる公共事業の分野と、外務省の外交を含めた難しい問題はあるのは分かります。結局は環境社会配慮に対する公的な情報を、相手国においても JICA が公的な活動や成果の範囲では、先程おっしゃったような心配はあります。しかし原則としては公開するという形で、このガイドラインを今後作って、それを実際に運営していく時に、私の理解するところは、とにかく一回形を決めたものを作って、それを各国の政府や NGO を含めて、一回パブリックコメントを行い、それを固めようとしているのですから、先程の松本委員（メコン・ウォッチ）が、ガイドラインの内容についておっしゃっていましたが、私としてはその内容を切って、とにかく原則的に公的なことは、相手国との協議の時に何が公的で、何が私的かというのは、先程おっしゃったように民主的な政府と、非常に独裁的でファミリーライフな政府とでは、定義等色々違うのは分かりますが、それは我々の判断で、公開するというガイドラインを一回高々と仕上げる。それに対して、色々な国から「それでは困る。今までの付き合いもあるのではないか。それは水くさいことを言わないで欲しい」と言うのであれば、そのようなことがあったという結果で、次のステップで修正することに、私は反対しません。

今の時点の今までの我々の行政のやり方は、公開や透明性ということに関して、先程皆さんがおっしゃっていたように必要で、情報を適切に出す努力をすることを疑うわけではありません。今までの一般的な日本のやり方というのは、透明性と情報公開というやり方については、まだ後ろにいるということ把握して、私は少しプッシュした方がいいと思います。そのような意味で、私は前回の審議で、松本委員（FoE Japan）が出した意見は、何故 60 日なのか、6 週間ではいけないのかということ以外は、非常に私自身一度このくらい出して、ガイドラインを行う方がいいと思います。

富本委員が先程心配だとおっしゃっていましたが、非常に真面目にお仕事をされてきて、実績もあり、うまくしてきたと思われる官僚の方からの気持ちからすると、非常によく分かります。ここはこの次に作るガイドラインは未来永劫一切変わらないで、これを守らなければ死刑やクビだということではありませんので、ここは少し高らかに少し先を見た、きちんとしたスローガンの手続きに基づいたものを出すということが私はいいいのではないかと。それは但し、過去の公共工事の、過去 10 年の日本の色々な物の変化を見ると、日本人や日本の社会というものは、あまり変なことはしないというか、まともな方向に、ある指針さえあればいくのではないかと思います。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。それでは、ポジティブに、積極的に 1 つの理念の下に提言をしていきたいということです。よろしいでしょうか。起草グループは、そのようなことでまとめて頂きたいと思います。では松本委員、今の件ですか。違うことでしたら、田中委員どうぞ。

- **田中委員（国際協力専門員）** 今國島共同議長がおっしゃられたご意見は、私も分かるのですが、一点だけ情報として出して意味のある情報と、あるいはこの場合何が一番大事かという情報を、議論した上で今のお話になると非常にいいと思います。そう申しますのは、先程の二点で、スコーピングの時の情報とドラフトの情報について、これは非常に重要だと思います。その他の重要な情報については、実際に環境社会配慮を行うなかではっきりとしてくるものもあります。これは先方が行うものを支援することが一番理想的なのですが、通常ずれる場合も多いわけです。そうなりますと、途中の段階の色々な資料というのが、その環境社会配慮とは違う形で、ずれて出来上がる場合もありますので、私は何でもオープンにするということは、必ずしも今の議論の中で好ましくないのではないかという気持ちは持っております。
- **原科共同議長** その点に関しては、先程國島共同議長がおっしゃられた案では、やはり公的なのか、環境社会配慮とはっきり言われておりますので、そのような情報だと思います。環境社会配慮に必要な情報だということです。それでは、相手国の情報公開ということで、資料「EC.9/3 rev.」に「3.相手国の情報公開」というものがございます。この部分に関しては、あまり問題はないでしょうか。その前の部分ですか。それでは前に戻りまして、深田委員がおっしゃられたことに対してのご意見を、松本委員どうぞ。
- **松本委員（FoE Japan）** 先程、事前調査の情報公開に関しては、まだ決まっていないことも多いので、情報公開が出来ないのではないかというご意見でした。それは違うのではないかと思います。案件形成段階について、これは前回は議論になりましたが、やはり JBIC でも支援するかどうか決めていない案件を、やはり 45 日前あるいは 120 日前に公開することを決めているわけです。審査・要請がきた段階で、スクリーニングが終われば速やかに要請があった案件は、ホームページで公開されていらっしゃる。それを考えると、JICA がそのような要請があった段階で公開できないというのは、あまり理屈に合わないのではないかと思います。私どもの提案としましては、確かに具体的な合意が政府間で行われる前の情報公開ですが、最低限の情報公開だけ、案件名と案件の地域名、概要、しかもカテゴリ A 案件という非常に限定した形での情報公開にしておりますので、そのことに関しては最低限公開して頂きたいと考えております。
- **原科共同議長** 深田委員、どうぞ。
- **深田** JICA の深田です。簡単にお答え致します。少々コンセプトの混乱があると思うのですが、JBIC の要請案件というのは、円借款をある程度前提にしている案件です。それは無償の基本設計と同じ位置付けだと思います。無償の設計調査にしても、まだ決定する前の段階で、基本設計調査について必要な情報は公開していく。これは山田委員も答えられていることだと思います。ご理解頂きたいのは、色々な JICA の案件形成の中で、特定の案件をカテゴリ A、あるいは A になりそうな B 案件を前提にした時は、先程申し上げたように、プロジェクト形成として色々な活動を我々はしております。ある意味では、先程申し上げたように相手国に乗り込んで、勝手に行っているというお節

介な部分というのはかなりあるわけですから、その中で相手国との関係を整理しながら考えた時、もう案件に相当繋がる可能性のある案件については、何らかの形で情報公開していかなければならないということは、そのような意味ではJBICで要請を受けた案件と同じことだと思います。そこは、JICAが扱うプロジェクト形成調査と、ある特定の案件を前提にして、要請があって、それに対して情報を公開していくというのは違うと思います。ですから、さらに検討は致しますが、先程申し上げた環境社会影響調査のような意味で、プロジェクト形成調査が必要な場合は、それについて妥当と判断した時に公開を何らかのタイミングで行っていく。それは、こちらが明確にしていくという意味では、私は公開していけばいいと思います。ですから、これを一般論に広げてしまいますと、色々な議論になってしまいます。しかし趣旨としておっしゃっていることは、同じだと思います。

- **原科共同議長** 先程のご説明で、まだ確定していない段階で公表してしまうと、相手国に期待を持たれてしまうので、困ってしまうという話でした。そうすると逆に、確定しないと公開できないのかということになってしまいますので、そのあたりはどうかと思います。例えば公表して8割が実際の案件として成立する。残りの2割ははずれるということもありますので、あまり確度が高すぎてしまうと、やはり期待が高まってしまいます。逆に思い切って全てを公開してしまうと、滅多に当たらないということになれば、誰も当てにしなくなります。だから、公表したから当てにするという言い方は、論理的に繋がりません。

例えば土地の問題等もそうです。立地点が100ヶ所あると言え、それが特定の場所になると誰も思わないので、どこに決まるかなどというのは誰も考えません。実際に長野で実施中のSEAでもしております。85点を公開しまして、これから参加を絞りますと言ったら、その段階でそれがうちにくるなんて誰も思っておりません。だから、下手に公開して大きな期待を持たれたら困るということは、今まででしたら情報が出ると殆ど答えが決まってしまうということだから、そうなのであって、これからは枠組みが変わりますので、違ってくると思います。過去の経験がこうだからという言い方は、必ずしも成り立たないと思います。いかがでしょうか。深田委員、どうぞ。

- **深田** JICA 深田です。私は援助の関係において申し上げているのであって、これは原科共同議長の認識と、私のように援助に実際に携わった者で、これは途上国で援助を2~3割頼っている国にとっては、いかにお金が貰えるかということに対して、ものすごく真剣に捉えるわけだし、それによって色々なその国の政治的な絡みもあるわけです。私は以前パキスタンにいましたが、実のところ案件形成の段階で、下手に情報を公開すると、それについて日本からお金をくれるのですねという政治的コミットに捉えてしまうというような微妙な問題もあります。問題はやはり、今我々が議論している案件に対して、どれだけのアカウンタビリティを確保するのかということですので、そこに絞って考えればいいと思います。あまり一般論的に、私は援助のコンテキストでは、原科

共同議長がおっしゃったことは、必ずしも適用しないというような感じがします。

- **原科共同議長** 過去はそうだったということです。スタンスが変われば、それは違ってくると思います。山田委員、どうぞ。
- **山田委員** やはり要請の採択決定というところのイメージが違うのだと思います。無償資金協力では、例えば予備調査報告書を公開します。それから基本設計調査報告書も公開します。これらは、まだ決定採択以前の段階ですが出します。開発調査も同じような段階があるでしょうが、プロジェクト形成とは、まだ海とも山とも分からないものを勉強に行くという段階です。1つの考え方として、ここではA案件もB案件もC案件もまだ分からないということで、およそ公開になり得る文書が実はありませんねということかもしれません。ただし、採択決定後や採択前というよりずっと以前の早い勉強の段階で、そもそも採択するかどうかというのが、まだ全く検討されていない時に出してしまうということは、相手国の期待を高めるということはあると思います。

実際にはまさに1つ1つのプロジェクト形成の案件を調べていけば、それはA案件やB案件は1つも含まれないのではないかと。何を心配しているのだということになるかもしれませんが、JICAが今おっしゃっていることは私も同感しております。プロジェクト形成の段階では公開できない部分があるというのは、環境社会配慮面からの問題ではなく、むしろ相手国の期待を高めすぎることが起こってしまう。

それは日本国内で色々変わったのだと言っても、現実、少なくとも近い将来においては、途上国においてそのような不必要な期待を高めるということになってしまうので、そこは配慮したいということだろうと思います。現実にはそれほど問題が起きるかということ、結局は勉強の段階でAともBとも言えないので、環境社会配慮に影響する部分だけ出すということになれば、結局その段階でも公開する部分は何もないということになるので、こう書いても問題にならないのかもしれない。今深田委員が心配しておられることは、このようなことだと思います。

- **原科共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** この文言は、松本委員 (FoE Japan) のペーパーにも書いてありますが、重要なのは要請段階で、明らかに色々問題あることが分かっている案件について、JICAに適切に情報が伝わらず、そのまま採択になることは避けたいという非常に限定的な理由なわけです。何度もここで議論になっているように、事前調査の段階でもカテゴリはもう一度見直されますし、慎重な調査が行われるというスキームを考えているわけですから、従ってこの要請書段階では、本当にこのようなものが最初から入らなければ良かったのにというものをなくしたい。従って事業名と実施地域、事業概要を短めに書いて、それですぐ反応がくるようなものは、実はもうそろそろその段階では危ないわけです。

ですから、そのようなものはきちんと把握しておきましょうということです。今後実施体制の話になりますが、現行の環境・女性課の体制では、なかなか何百件もある要請

をスクリーニングするのは大変だという中で、やはりそれを若干でもサポートするためにカテゴリ A については、そのような仕組みで外からの意見を聴取する。そのために、非常に概要的な情報だけを日本語で出していくということが趣旨ですので、それが最大の目的です。そのような意味で、今の議論を聞いていると可能な範囲ではないかと思えます。

- **原科共同議長** 他に今の件でございますか。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 拓殖大学の吉田です。なかなかこの委員会に出席出来なかったので、最初にお詫びを申し上げます。今まで出席しなかった分の流れを掴むのに必死ですが、ドキュメントは読んでおりました。今の議論で、実際現場で担当されている方達にとっては、何でも情報を出してしまうということについて、一抹の不安があるというのは、私は理解出来ます。ただ一方で、情報公開原則という形で、万が一のことを防ぐことを考えて、なるべく情報を公開する。

そうすると後は、実際具体的に情報をどう公開するのかということが大切です。情報公開がかえって不要な混乱や誤解を招く恐れがあるときは、それをセーフガードするような文言をきちんと付けて、公開するというような形にすれば、うまく行くような感じがします。それは多分、この委員会が今後評価されるとするならば、再三両議長がおっしゃっているように、今までのような形ではなく、まさに変えるのだ。情報公開というアクションを通じて、今までのような申請を受けたら、日本は全て行うのではないという方向性を示すような契機になればいいのではないか。そのような意味では十分なセーフガードのフレーズを、きちんと情報公開の最初のところに JICA のメッセージとして入れるということで、何とかこの問題は乗り越えられるのではないかと思います。

- **原科共同議長** では、松本委員どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 最後に一点だけ確認したいのですが、情報公開で最も重要なのは、その方法書の段階と準備書の段階ということで、基本はそうなのですが、特に開発調査におけるインテリム・レポートの位置付けが非常に大事だということを、様々なところからお聞きしております。特に具体的な調査に関わっていらっしゃるコンサルタントの方に、このインテリム・レポートというものを公開しなくても、その方法書や準備書という別の形で公開すれば、それで問題がないのか、率直なご意見をお聞き出来るようであれば、お伺いしたいと思います。
- **原科共同議長** そうすると、どなたにお答え頂ければよろしいでしょうか。決まってしまうですね。佐々木委員、今の件についてよろしいでしょうか。
- **佐々木委員** そうですね。今のお話をお聞きしているうちに思ったことですが、JBIC のプロジェクトに繋がるための、プロジェクト・プレパレーションのためのフィージビリティ・スタディという開発調査というのは、厳としてあると思います。その他にも JICA の協力事業の中には、必ずしもそこを (JBIC ローンを) 目指していないものというものがあります。例えば私は過去 20 年いろいろ JICA 開発調査の仕事をしてきた

中で、JBIC ローンに繋がる／当てはまるようなものはあまり無いわけで、むしろそれに反発を感じておりました。良いプロジェクトはたくさんあったのに、何故実現しないのだろうと思っていることはたくさんあります。

話が少し反れますが、そのようなプロジェクトに対するフォローアップというものは大事だと思います。最初から JBIC に繋がるようなプロジェクトというものは、ODA の利害関係者が固めていて、非常に分かりやすく、最初から重要で、環境的にセンシティブな問題があっても見えていて、やろうと思えば、環境社会配慮はきちんと行えるのではないかと思います。ここで申し上げたかったのは、むしろそうではないが (JBIC ローンにつながらないけれども)、本当にきちんとした、皆さんに知って頂きたいような JICA 協力案件はたくさんあると思います。話が反れてしまっていますが、そのような話があるということが 1 つ申し上げたかったことです。

それから松本委員 (FoE Japan) の資料「EC.12/2」の 4 ページを見ていただきますとインテリム・レポートのドラフトについてですが、インテリム・レポートは、ゆったりしている仕事ですとスタートから 1 年くらいかかって、やっと我々が発信できるような情報が、中間報告書として出来てきます。

我々はコンサルタントですから、コンサルテーションしながら仕事をしているわけですが、現地政府のカウンターパートとも協議をしますし、JICA の現地の方々や、日本におられる関係者と協議をする中で、インテリム・レポートという形がどんどん出てきていますが、それに対してコメントを頂いて、それから印刷をして、それをもってその他の関係者の方達に、コメントを求めるというスタイルを通常としております。その時にワークショップを行ったり、セミナーを行ったり、もしくは我々が余分な部数を NGO や関係あるコミッティに配ったりしております。ですから、突然出来たものを、我々と一緒に仕事をしている相手政府の行政官の方達や、関係者の方達に相談なく、コメントを反映しないで公開するというのは、我々は情動的に、現場にいる時は非常に難しいのです。

その後のことをおっしゃっていると思うのですが、それにはすごく手間がかかり、我々はその中で非常に時間をやりくりして、その前にワークショップでステークホルダー・ミーティングを行うとすると、もう一つ前のバージョンを作っておかけたりしております。そのような意味で、時間をどうやりくりすればいいのか。多分公開するとなると、JICA の方ももっと真剣に読まれて、もっとコメントを下さるでしょうし、現地の人ももっと時間をかけて、真剣にコメントを下さるのではないかと。そうすると、いつ我々は次のステップに進めるのかということが、心配になります。きっとそれも解決されて、クリアにされてのことだろうというのが感想です。お役に立てたのでしょうか。

- **國島共同議長** ということだと、今のように変わると、今までよりも個人の方の担当のコンサルタントの腕前が、その事業により強烈に影響するようになるというのが、今のお話ですか。難しくなるのですか。そうすると誰か、その時のプロジェクト・マネー

ジャーといえますか、ある仕事のコンサルタントの腕がより十分に発揮できると、そのようなことではないのですか。

- **佐々木委員** そうだと思います。それが先程の最初に戻りますが、JBIC の案件にいくものだけではなく、もう少し我々の仕事を見て欲しいという気持ちもあります。少し話題がずれますが、本当にもっと実現に向かって欲しいものについて、アテンションが欲しいというところはあると思います。ですから開発調査をしても、なかなかプロジェクトに繋がらない、他の国際機関が援助してくれる案件に繋がらない等、我々が非難にさらされることが多いのですが、本当にやりくりして話しに行っても、なかなか次に繋がらないこともありますので、もう少しそのような面での公開というものが欲しいと思います。ですから概ね大丈夫なのではないでしょうか。今特に問題にされているのは、カテゴリーA となるような、十分時間をかけて行えばいい大プロジェクトでしょうから、それに大プロジェクトにはもっと優秀なナショナル・コンサルタントのチームがあたるので、きっと情報公開しても関係者としっかり協議をしても大丈夫ではないでしょうか。やって行けると思います。

- **原科共同議長** 今のでだいたい質問に対して十分お答え頂いたということで、松本委員よろしいでしょうか。それでは、富本さんどうぞ。

- **富本** 先程私の問題に対するご質問のような感じもしたので、それでだいたいご理解頂ければいいのですが、私は各項目を理解するということは重要だと思うのですが、それ以外に松本委員が提言されている環境社会調査方法書というものは、JICA としても非常に新しい問題であります。こういったものの中身を充実させていくことが重要であろう。むしろそのような方が、環境に関する配慮情報というものを十分に書き込むことが出来るだろうし、方法論も書くことが出来るだろう。

そのようなところをきちんと抑えた方がいいのではないか。個々の案件に対して、インテリムやドラフトを抑えるのもいいですが、環境以外の技術的な問題も随分入っておりますので、計画論も入っております。もちろん計画論というものは、環境に影響するものもありますが、そのようなことを1つ1つ抑えることも1つの方法であります、同時に環境社会調査方法書等の枠組みということもあるでしょう。ただしプロジェクトの段階によって、最初の頃にこれを調査にかけるかどうかというのは、また別の問題であります、そういったところを充実させていく方法もあるのではないかという趣旨で申し上げたということです。

- **原科共同議長** はい。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** すみません。今のインテリム・レポートの話なのですが、おっしゃるとおり色々な段階があるし、それをしていたら一体いつ先に進むのだろうという議論はあると思います。その一方で現在インテリム・レポートというのは、公開の対象ではありません。それによって、人に話せない、見せられないわけです。つまり積極的に公開しなさいということもあります。しかし、少なくともこれはステークホ

ルダーとシェアしてもいいという意味で、当然公開対象にするべきだと思います。従ってこのインテリムの話も、確かにドラフトを渡して、ステークホルダーからコメントをもらって、インテリムを印刷バージョンに反映するというのは、今の佐々木委員の話からいくと、それはかなり大変な作業だということで今理解しました。

一方で、少なくともインテリム・レポートは重要なわけですから、それは少なくとも公開がされて、誰でもアクセス出来て、ステークホルダーも希望すれば入手できるという状態にする必要はあると思います。ですから、このあたりはもっと言えば、ステークホルダーがそのプロジェクトに関心を持つタイミングも一様ではないわけです。スコopingの段階で気にしている人もいるかもしれませんが、おそらく皆さんもご経験であるかもしれませんが、ステークホルダーの懸念が始まるのは、プロジェクトの後の方なのです。そのような意味で、その段階である一番新しい情報を出せる状態にしておく。インテリムの後あたりで色々問題を抱えている人がいたら、「いや、インテリムは公開出来ませんから、ドラフト・ファイナルまで待って下さい」と言われれば、その人たちの不安はそれまで増すわけです。その時にインテリム・レポートをすぐに出し、「もし何かコメントがあれば下さい」と言えれば、私はそれがいいと思います。

これがまさに先程田中委員がおっしゃった話で、フレキシブルに必要なタイミングで必要な情報を出していくということです。ですから協議のための情報公開だけではないという意味では、そのインテリムにしても、少なくとも私は公開の対象であるべきだと思うし、インセプション・レポートにしても同様だと思います。つまり言われた時に、それを出せる文書にしておかないと、それは出せないし、そのような意味で私は公開対象であるべきだというように思います。そのあたりは、書きぶりをどうするかだと思います。

- **原科共同議長** 公開のことにしましては、あまり異論はないと思います。このことに関しては、そうですね。はい、どうぞ。
- **田中委員（国際協力専門員）** インセプション・レポートにしましては、最初に事前調査団が行きまして、スコープ・オブ・ワークで先方とどのような内容で調査をして、どのようなスケジュールで行うか調整をします。それを持ち帰って、公示をして、コンサルタントの方が選ばれて、コンサルタントの方がこのような方法で行っていくという、プロポーザル的な形で作られております。それを本格調査の開始時にインセプション・レポートの会議に持って行き、先方と話を詰めるわけです。ですから、詰める前のインセプション・レポート案を公開するというのは、私自身は非常に難しいと思います。

先方政府は、通常大規模な案件になりますと、前回も申し上げましたように、ステアリング・コミッティというものを作ります。関係省庁の方々あるいは、たまにNGOの代表も入ることもあるかと思いますが、（しかし、NGOがメンバーになるケースというのは非常に少ないのですが）そのような中でこのレポートはオフィシャルになったから、公開してもいいという話し合いが今後進めていければ、それはその時点での公開は出

来る可能性はあると思います。同様にインテリムもそうです。ただ現実にはそのステアリング・コミッティの中に、NGOの方が入っているケースは非常に少ないですから、その段階で協議終了後のインセプション、インテリム等を公開することに関しての議論が十分できるかということについては、私は難しいかと感じております。

ただ先程から議論になっております合同スコーピングの結果、この公開はやはり大事ですので、進めていかなければならないと個人的には思っております。それから、ドラフト段階の環境配慮、ここはまだ最終的なものが出来上がる前ですので、公開し色々な意見を得て、議論をする資料としては非常に大事だと思いますので、公開を原則するという事は可能であると思います。なお、実際にステアリング・コミッティというのは、本来ものすごく重要な役割を果たす機能を持つべきものなのです。その中で基本的な議論をして、プロジェクトのジャスティフィケーション等についても、十分な議論が出来るようにするためには、そのステアリング・コミッティの中に先方のステークホルダーの代表として、その国のNGOの人たち等が入ってくるか、こないか。このあたりが、非常に重要な要素になってくると思います。

- **原科共同議長** そうしますと、ステアリング・コミッティが大変大事だということが分かり、これは他にもお聞きしましたが、その中にやはりステークホルダーの代表という人が、入って頂く仕組みにしなければならないと思います。そうであれば、逆に情報公開もあわせて考えていかないと、どんな議論をされたか分かりません。例えば議事録公開等になるのではないのでしょうか。
- **田中委員（国際協力専門員）** ですから、スコープ・オブ・ワークの議論の時に、まさにステークホルダーについて、どのように先方の政府がその構成を考えるのか。日本側として、どのような意見を出すか。このあたりの攻防が、特に大規模案件に関しまして、非常に大切になってくると思います。
- **原科共同議長** 鈴木さん、どうぞ。
- **鈴木** すみません。1つだけよろしいでしょうか。積極的な情報提供の部分と、公開の議論が混在しているように私は思いました。おそらく松本委員（メコン・ウォッチ）がおっしゃられたのは、インテリム・レポート等公開の対象ということは、求められれば公開するという事だと思います。我々が先程から議論していたのは、公開の対象とすべきということは分かるのですが、今は公開の対象としておりません。そこはこれから議論していかなくてはならないことだと思いますが、そのような意見表明をされたのだからと私は理解しておりまして、積極的な情報提供していくという部分と、公開の対象にしていくというのは、それは別の議論でございまして、そこは分けていかないと話が混在してしまいます。何を一体どのタイミングで、どう公開するのかが分からなくなってしまうのではないかと思います。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 要するにインセプションとインテリムについては、積極的な情報提供に基づく協議への結びつき、ステークホルダーの参加は難しいという意

見があって、オブザーバーとしていらっしゃる田島さんから多分ご意見があるかと思いますが、もしそうだとでも少なくともインテリムとインセプションについては、請求されれば公開出来る、あるいは持っていれば、そのコピーを誰かにあげることが出来ますかということを確認しているだけです。現実には、今それが出来ないのです。

- **原科共同議長** オブザーバーからご意見があるようですが、今の件ですね。田島さんどうぞ。
- **国際航業（株）田島氏（以下 田島氏）** 国際航業の田島です。私はインテリム・レポートというのは非常に重要なレポートで、それは公開すべきだと思っております。なぜかという、普通、プロジェクトというのは、このレポートで全体計画が概定されるのです。それで大きな骨組みが決まって、計画が明らかにされて、これから議論の対象となるわけです。少なくともドラフト・ファイナルというものは、ほとんど議論をしても一部修正ということで、ほとんど議論になりません。だから大きな計画・重要な案件については、インテリム・レポートできちんと議論をしないと、計画そのものが曲がってしまうと思います。やはりインテリム提出時期が一番重要な時期で、ドラフト・ファイナルというものは最終の段階です。インテリム・レポートでは、計画が概定されるわけですから、やはりここで公開されて、しっかり議論されないといけないと思われれます。それは一番重要なレポートだと私は思っております。
- **原科共同議長** そうすると、代替案の比較検討というものは、本質的にはインテリムで出来るということですか。ドラフト・ファイナル・レポートでは遅いということですか。
- **田島氏** そのような意見です。ここは、私個人の今までの経験からの意見です。
- **原科共同議長** 代替案の比較検討が基本的な議論です。オブザーバーの方、どうぞ。
- **自然環境センター 白井氏（以下 白井氏）** 自然環境センターの白井です。代替案の検討は、インテリム・レポートだけではなく、インセプション・レポートの時に、全体として私達はこのような目標を達成するために、このようなことをしますということを最初に言います。その段階から代替案が提示されている場合もありますから、インテリム・レポートだけではないと思います。また、今おっしゃったように、インテリム・レポートが非常に重要なのは環境配慮だけではなく色々なことを提示します。環境配慮だけのものを読んでも、どうしてそのような環境配慮が出てきたのかというバックグラウンドが分かりません。やはり全体を提示しないと何も議論が出来ないと思います。
- **原科共同議長** 分かりました。そうすると、インセプション、インテリムはいずれも大変重要で、今情報公開でリクエストがあれば答えるという格好がいいのではないかとということをお聞きしましたが、そうではなくむしろ積極的に公表した方がいいというご提案も結構あるという理解でよろしいですか。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 私は必ずしも積極的公開に賛成出来ないのですが、実際スコープ・オブ・ワークの提出前に情報公開して、コメントを求めるということを前提にすると、スコープ・オブ・ワークで業務の道筋と費用が決まっているわけです。つまり、代替案の策定、

住民参加の方法、開発調査の過程での、先程質問が出たステアリング・コミッティの形態とどのようなメンバーが入るのかなどです。スコープ・オブ・ワークを公開し決定するという事は、調査業務の道筋が議論されて決まっていると考えていいと思います。それに沿ってどう動くかというのが、インセプション・レポートで、機動隊をどう動かすのか、どう配置をするのかということは、まさに実務的なことで、意思決定ではないと思っております。

業務執行中の情報には公開されて良い面と悪い面があって、実際に途上国へコンサルタントが行って、インセプション、インテリム、ドラフト・ファイナル、ファイナル報告書作成という限られた時間の間での業務執行中に、それら業務内容を公開しても十分に吟味する時間と費用がステークホルダーにあるのかというのがひとつの心配です。また、私の理解では、多分プロジェクトごとに異なるとは思いますが、インテリムの段階というのは、海のものとも山のものともコンサルタント自身がどちらにいくか分からない段階で情報公開をされると、混乱をわざと仕掛けるようなマイナスの面もかなりあるのだということも、踏まえるべきだと思います。プラスとマイナスをうまく図りながら行わないといけないと思います。全ての報告書での情報公開は先ずコストに大きく響いてくると思います。コンサルタントがインセプションで公開して、公開するからにはコメントを求めるといことです。そうすると時間が実際にどんどん延びて、コンサルタントのスタッフィングも大きな制約になる。コストが非常にかかってくるのではないかと思います。

そのようなコストの面と、インテリムという言葉からするように、まだ方向が決まっていない、非常にあやふやな段階である。ですから、料理人が最初から最後までプロジェクトを見ていて、公開していき、色々なところから言われるのがいいのか、料理人は最後にきちんとおいしいものを食べさせられればいいのかというように、どのようにプラスとマイナスを図るのか。私は現状のような柔軟性の少ない契約の仕方では、起こりうる追加的な時間と費用に対応できないのではと思います。契約スタイルを相当変えないとうまくコンサルタントが機能しないのではないかとこの危惧を持っております。

- **原科共同議長** コストの段階で、十分配慮しなくてはならない。でも、この場合は料理人の例はあまり当たらないかもしれません。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 私は、今吉田委員の言っているインテリムのイメージは、必ずしも全てに当てはまらないと思っています。例えば、今私はJBICで関わっているSAPROF案件形成促進調査というものがあります。ベトナム中部の洪水対策のためのターチャックという貯水事業ですが、この代替案の議論で何を参考にしているかと言えば、ベトナムの14水系の開発調査であります。それは、今インテリムしか出ていません。ドラフト・ファイナルが出るのは、もっとあとです。しかしSAPROFは終わりに近づいているわけです。

もう1つ余談ですが、SAPROFの報告書は公開されません。これは我々、情報公開

審査会に異議申し立てをしております。つまり、SAPROF は出ない。SAPROF が代替案はここを参考にしましたという、JICA の開発調査のインテリム・レポートも出ないのです。これが現状なのです。つまりインテリム・レポートは海のものとか山のものとか区別がつかないものではなくて、14 水系のある水系に対して、そこにダムを作るべきか、作らないべきかという代替案をしているわけです。それを参考にして、JBIC の案件形成促進調査が行われているわけです。これが実は、吉田委員の認識が違うということです。

そのような案件がある以上、これでインテリムが出なかったら、代替案の基はどこにあるのですか。基はあっても、これはお見せ出来ません。つまり、誰にも見せられない代替案を基に代替案検討をした結果、これが正しいですというのが、また公開されない SAPROF の調査報告書に出てくる。これが今の現状なわけです。JBIC は JBIC で行っておりますが、JICA も少なくともインテリムの段階で、住民との議論が必要かどうかは、もう少し議論が必要だと思いますが、少なくとも情報を公開するべきだと私は思います。

- **原科共同議長** 情報公開をすべきだということです。富本委員、どうぞ。
- **富本** 富本でございます。先程鈴木も申しましたとおり、情報公開をしないとは言っておりません。情報公開をすと言っております。私は先程、松本委員 (FoE Japan) の提案にコメントをしたのは、案件によってインテリムに含まれるものが違うのです。代替案をすでに最初からして、それについてある程度の方向性を見出しているインテリムもあるし、そうでないものもある。少なくとも現状だけで、ベースラインのデータをとって、ある程度の方向性を出したくらいしか、インテリムを出せない部分もあります。ですから、案件によって違うのです。

それよりも、そのような個々の案件の情報のレポートを公開するけれども、同時に何が重要かということ、適確な環境配慮をするための情報が得られているかどうか。そのための努力をする文書は作ってもいいでしょう。それは1つご提案にあるような方法書になっている。そのようなものをおさえる方が、個々の案件はもちろん情報公開するけれども、それに対して固執することよりも、よりこのガイドラインの趣旨に合うのではないかということ、私は申し上げております。

ですから、先程の SAPROF の件は分らないのですが、インテリムの中にどうして SAPROF を出すのかというあたりも、よく分かりません。JICA としてきちんと結論を出させてから、動いてもいいのではないかということもあるのかもしれない。これは色々あるでしょうけれども、とにかくそのようなことも含めて、我々は情報公開をします、このようなレポートもします。しかしより一層重要なのは、本当にステークホルダーに対して適確な環境配慮についての我々の考えが伝わればいいのではないか。そのような仕組みを、この委員会では是非考えて頂ければいいと思います。

- **原科共同議長** そうですね。ステークホルダーとの協議をきちんと進めるために、今お

っしやったような一連のレポート（インセプション、インテリム等）が、うまく情報公開されて、役に立てればいいのです。だから、そこで協議の時間をかけると、重複してしまい、何のための環境配慮か分からなくなってしまいます。そのあたり、整理をして頂きたいということです。ですから情報公開に関しては、ご理解頂いているということです。どうぞ。

- **松本委員（FoE Japan）** それに関連してなのですが、今のコンサルタントの方のお話をお聞きしていると、やはりインテリム・レポートというのは大きな骨組みを作る部分であって、非常に重要なものではないかというお話でした。確かに方法書・準備書の段階で、例えば情報を別に作って頂いて、それで協議の基の材料にして頂くというのは、非常に重要だとおもいます。逆にそこでの文書、協議の内容をインテリム・レポートやその前に、もう少し代替案や全体の調査の枠組みが議論されているのであれば、このインセプションやインテリムのレポートに、その協議の内容を確実に反映して頂く。

あるいはドラフト・ファイナル・レポートの内容に確実に反映して頂く。そこと合わせて、私のペーパーの中で、地元のステークホルダーに対して、現地の JICA の事務所等において、いつでも閲覧が可能で、コピーの取得が認められているというような、この B の情報に関しては、やはり適切に公開して頂く必要があると思っております。

- **原科共同議長** そうですね。公開がないと、なかなか判断出来ないと思います。富本委員、どうぞ。
- **富本** 富本でございます。そこは全く同意でございます。カテゴリ A 及び一部の B というのは、JICA として全体の数は、そんなに多くないと思います。従って、非常に慎重に進めるべき案件として、最初からそのような 1 つの流れの中に乗っていくということからすれば、他の案件とは違う扱いで扱うこと。要するに今おっしゃったような情報を、インテリムやインセプションにも盛り込むし、さらにはそのような報告書も充実して、次の議論になると思いますが、ステークホルダーに対する説明を十分できるような材料を揃えていくという体制を、まず作らなければならないということだと思っております。以上です。

- **原科共同議長** 田中委員どうぞ。
- **田中委員（国際協力専門員）** その件につきまして、松本委員（FoE Japan）の資料「EC.12/2」の 4 ページ「②本格調査（開発調査）」のところに、インセプション・レポートのドラフトはと最初にありますが、私が申し上げていたのは、このドラフトの扱いが非常に微妙だということなのです。インセプション・レポート自体は、ドラフトではなくステアリング・コミッティ等できちんと議論して、それがオフィシャルになって、ステアリング・コミッティの中に例えば NGO の代表もいて、これは公開するのですねということになれば、これは十分公開できるものだと思います。ただそれも一律に途上国で同じことが出来るかどうかという点については、全てが出来るわけではないと思います。このドラフトの扱いというのは、慎重に扱わなければならないのではないかと、

そのように申し上げた次第です。ですから、公開が出来ないという意味で申し上げたのではありません。

-----◇-----

- **原科共同議長** 今回の件は、これでご理解頂けたということによろしいでしょうか。それでは、「ステークホルダーとの協議」について進めさせて頂きたいと思います。それでは、本日追加の資料がございますので、それをご説明頂きたいと思います。本日追加になりました「EC.13/2」と書いてある松本委員からの資料で「ステークホルダーとの協議」というところをお願い致します。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** お手元のペーパー「II.手続き 4.ステークホルダーとの協議」ですが、少し丁寧に原則から書いてあります。やはり重要なのは、原則として協力事業の全ての段階において、ステークホルダーの把握と協議が重要だという認識が必要である。その時に、私は「権利やリスクを考慮した」と書きましたが、これは世界ダム委員会（WCD）というものがありましたが、まさにその中で権利とリスクのアプローチと言っているところで、どのような人達がどう権利を持っているのか、あるいは、どのようなリスクを負うのか、そこにしっかりと配慮をした形で、ステークホルダーとの把握を行い、協議を通じて協力事業にそれを適切に反映させるということが、1つめの原則であります。

協議には、今議論になりました情報公開が密接に繋がっていると私は思います。その場合、事前に十分な情報提供を行った上で、自由に意見が述べられるというこの **Prior、informed、Free** という3つが、やはり私は重要なことだと思います。この3つの条件が整った環境の中で、ステークホルダーとの協議というのは行われるというのが、原則だというように思います。

従いまして、この改定委員会のかかなり最初の方で、政治的・社会的状況に配慮するという議論をさせて頂きましたが、ここに自由な意見の表明に困難があると予想される社会状況にある地域に関しては、調査や協議の方法について特段の配慮が必要であるということ、ここで協議の原則として入れさせて頂きました。そして協議というのは、あるステークホルダーと密室の中で行われるというよりは、そのプロセス・結果についての透明性を確保することが、このステークホルダーとの協議そのものの信頼性を高めるという意味で重要だと思います。従って、この3つを原則として掲げております。

ステークホルダーの範囲をどうとるかということですが、協力事業や対象プロジェクトによって、直接的もしくは合理的な範囲で間接的に影響を受ける地域に居住している住民。ここで「直接的」というところは、通常誰しも思うところですが、私は「合理的な範囲で間接的に影響を受ける地域に居住している住民」というのも、当然ステークホルダーとして考えるべきだと思います。ここは例えば、越境する国際河川の場合ですとか、様々に複雑なものがありますが、ここについてはあまり細かく判断をするよりも、合理的な範囲でという言葉で置き換えております。

もう1つは、協力事業や対象プロジェクトについて、意見を有する国内外の NGO や 学術機関、及び関連する政府機関。これも当然重要なステークホルダーだというように思います。

そして、そうしたステークホルダーとの協議の時期ですが、ここに大きく2つ分けております。これは、今まで情報公開のところでかなり議論したことに繋がります。カテゴリ A 及び影響が大きい一部の B 案件については、JICA 環境社会配慮調査や IEE。これはカテゴリ B 案件を想定しますと IEE において、特にスコーピングの段階で、地域住民等のステークホルダーを把握し、それに基づいてニーズの評価、あるいは予想される環境社会影響についての協議を行う。ここで重要だと私が思っていることは、ニーズの評価というのが、直接環境社会影響と結びつかないと思う方がいらっしゃると思いますが、やはりどれだけそうした最適なプロジェクトを選択するかという中では、このニーズの評価というものが私は重要であると思っています。従って、ニーズの評価というのは、環境社会配慮にとって非常に重要なポイントの1つという理解であります。

それからもう1つのステージが、カテゴリ A 及び影響が大きい一部の B 案件に限りませんが、JICA 環境社会影響調査や IEE のインテリム・レポートや、ドラフト・ファイナル・レポートについて、地域住民等のステークホルダーとの協議が行われ、調査報告書に協議の結果が適切に反映されなければならないというようにしております。これについても、情報公開の議論を引きずるかと思いますが、私はこのタイミングが重要ではないかと思っております。

4-4 は、こうした地域住民等のステークホルダーとの協議内容については、協議記録を作成しなければならない。

これについて次の 4-5 協議に関する情報公開というものは、松本委員 (FoE Japan) のペーパーにも書かれているとおり、そうした情報公開が必要であるということであり、以上がステークホルダーとの協議についてです。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。ステークホルダーのところについて、ご意見頂きたいと思えます。ステークホルダーとの協議の部分です。対象となるステークホルダーとの範囲ということで、こちら資料「EC.9/3 rev.」の4で整理しておりますが、これは概ね今のご意見と対応しておりますか。そんな感じが致します。鈴木さん、どうぞ。
- **鈴木** JICA 案の方は、対象となるステークホルダーの範囲として、事業対象地に居住する住民（不法居住者も含む）、意見を有する国際及び国内の NGO や学術機関、関連する政府機関（中央・地方行政機関）というように考えております。松本委員のペーパーの上には、直接的もしくは合理的な範囲で間接的に影響を受ける地域に居住している住民とまでは、一応事業対象地に居住する住民としてありますが、ただ環境社会配慮として捉える範囲の中に、直接的な影響ということだけでなく、間接的かつ二次的・累積的なものもスコープとして考えると入れておりますので、殆ど考え方として大きな

差はないのかというように考えます。

- **原科共同議長** ただ居住する住民という表現が、少し狭い感じがします。これはそのように変えた方が、今のことであればいいかもしれません。はい、どうぞ。
- **鈴木** 1つ、協議の時期のところで、先程も議論になったカテゴリ A 及び一部の B というところなのですが、JICA でも当然ながらカテゴリ A については、ステークホルダーとの協議を行わなければならないと入れておりますし、スコーピングといわゆる準備書というように入れております。B についても望ましいが必須ではないという考え方としております。これは先程の考え方と同様で、一部の B で A になったものは、当然 A の範囲内でステークホルダーとの協議を行うということになります。
- **原科共同議長** それはむしろ、一部の B で扱うものは A にしてしまうというような考え方と言ってよろしいのですか。
- **鈴木** そうですね。見直して、A の手続きで行うということになります。
- **原科共同議長** 一部の B は A で対応するというので、よろしいですか。他に何かございますか。河野委員、どうぞ。
- **河野委員** 意見というよりも、質問なのですが、それが誰に対する質問なのか自分でもよく分からないので、うまく整理出来ないのでも意見を頂きたいということなのですが、ステークホルダーの範囲の話で、これは書き方そのものというよりも、運営になってくる話かと思うのですが、いつの時点でステークホルダーの範囲というものを決めるのか。いつの時点というのは、プロジェクトというのは一定の期間持続するものであるから、例えば対象地域に居住する人というの、出て行く人もいるかもしれないし、あるいは後から入ってくる人もいるかもしれない。
場合によっては、どれくらい例が実際にあるかは別にして、そこに何か事業を行えるのであれば、そこに入ってきて職を得たいという発想があるかもしれないし、あるいはむしろ補償を得たいという発想もあるかもしれない。そのように動的なものであると思うので、かたやどこかの時点で切ってしまうのかという疑問も自分の中でもあります。それは運用の中で行うという言い方しかないのかと、自分の中でなんとなく思っているのですが、それについてこの委員会でご意見があればと思っております。
- **原科共同議長** そうですね。今の件はよく議論になりますが、私の考えを言いますと、出来るだけ幅広くということになりますから、当然将来可能性がある方も権利があると思っております。環境影響評価法の考え方も、意見を有する者は誰でもということですから、日本人でも、海外の方でも意見を出せます。それは環境情報を出来るだけ幅広く収集するためという観点です。今おっしゃったことも、おそらくそういった同じような観点に立てば、幅広く考えるべきだと思います。これは私の考えです。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 私もそこは原則の一番目に書いてありますように、協力事業の全ての段階での確認・把握というものは大事だと思います。従って色々な段階

で、やはりステークホルダーがこれでいいのかという確認と把握の作業というのが、求められるのだと思います。

- **原科共同議長** 澤井委員、どうぞ。
- **澤井委員** 私も当該事業に意見を求めるという意味では、幅広い意見の聴取というものは必要ですし、全体で見れば住民移転であってもそんなに大きな数の移動というものは、あまりないのかと思います。ただ住民移転に関しては、通常カットオフデートを設けて、それが事業公示のタイミングだったり、いくつか方法はあると思いますが、カットオフデートを設けて、それより後に事業サイトに移転してきた人は、補償対象にしないというようなルールで行うことはございます。
- **原科共同議長** どうもありがとうございました。他にございますか。オブザーバーの方、どうぞ。
- **メコン・ウォッチ 福田氏（以下 福田氏）** メコン・ウォッチの福田と申します。すみません。先程のカテゴリ B の件を蒸し返してしまうのですが、よろしいでしょうか。カテゴリ B なのですが、基本的にカテゴリ分けというものが、現在の一般的な決められ方として、どのくらいの影響のスコープがあるのかというのが、1つのポイントになっています。地域的に影響がある程度限定されている場合、あるいは広がりとして限定されている場合というのは、基本的にはカテゴリ B に分類されるというような仕組みになっています。

そういった時に、限定されたスコープの中でも少数だが特定の人達に大きな影響がある時に、この人達と協議をしなくてもいいのかということ、それは違うと思います。基本的な違いというものは、EIA が要求されるかどうかということですが、その不利な EIA が要求されないとしても、それによって確実に影響を受ける人達の範囲がある時に、この人達と協議をすることが望ましいということがいいのかということは、私は疑問に思うのですが、いかがでしょうか。

- **原科共同議長** 今の件について、鈴木さんどうぞ。
- **鈴木** しないとは言っていないわけでございまして、我々も実際に事業を行っていくわけで、その中で限定的といいながらも、そのような実際に少数民族の問題ということがあれば、全体の範囲からすれば B であったとしても、そこはそういった住民と全く協議をしないで事業を進めるということではない。一部の B 案件と言った時に、一部の捉え方、あるいは B 案件全てにステークホルダーの協議をすべきということになってしまうと、それはそれで逆に我々の事業を縛ることになると思います。ですから B 案件においても、出来るだけステークホルダーとの協議を行っていくことが望ましいと考えております。そのようなケースは特に、見ていかなければならない例として、例えば留意事項として、我々はきちんと記しておく必要があると思います。カテゴリ A あるいは一部の B として一般論で書くと、逆に非常に限定的になり過ぎてしまうのではないかというように思っております。

- **原科共同議長** はい。よろしいですか。國島共同議長、どうぞ。
- **國島共同議長** 先程の河野委員からのご質問ですが、ステークホルダーはどの範囲か。設問はもっともらしい設問なのですが、難しい質問です。しかし今回の話題ですと、ある段階で、このようなことだと数値だったり、範囲だったり、種類だったり、質だったりということを文章で特定の、悪い言葉でいうと決定論的に、ある時期に変えざるを得ないということが、当然出てくるわけです。その時の基本認識で、これは決定論的に書いてあるけれど、それに基づいて何かしようという一種の宣言になっているけれど、それは100%色々なことが分っているわけではない。分らないことも依然として実はあるのですが、このような過程でこれはこうだと思っていくのだというようなことだと思います。

それは別にこの件でなくとも、例えば地震に対してどのくらい安全なダムや橋を、どう作るかということも似たような話です。大地震があれば皆さん立派に作るし、少し忘れればいい加減なものも出てくる。そんな話と同じです。変な言い方ですが、例えば時期によっても、人によっても、常にそれは変わるだろう。逆に言えば、だからこそ情報公開が、怪しげな時や怪しげであってもやらなくてはならないというようなことを、過程も含めてその時の結論をやはり閲覧可能にしたり、積極的にどうこうということではありませんが、それを行っていくことが、特に国の外の場合には色々な常識の人や、あるいは色々突っかかりがある人もいるわけですから、やはり日本のセキュリティー、あるいはリスク・マネジメントという言葉が当たっているかどうか分かりませんが、それが大事だとそのように思っております。ですから、案件は違いますが、困ることはよくあります。

ただ人の性格や省庁の特性で、全部分らないと物を決めたりすることは嫌だといいます。大学におりますと、学部によって違います。ある学部の先生方は、100%分ったことにならないと、嫌だというわけです。どちらかというとい工学の人間は、私だけかもしれないませんが、少々分らなくても、やらなければならない時はやる、それでいいじゃないですかと言うと、それではけしからんと言う方もたくさんいるのです。ですから、これは非常に難しい話だと思います。

- **原科共同議長** 私も工学部ですから分かります。社会工学は、どちらかというところに近いと思います。もう少し経ってから休憩を取りますが、ステークホルダーのところについて、今まで情報公開の関係でも議論して参りましたので、続けてモニタリングとフォローアップについてご意見を書かれていたので、それを説明して頂いて先に進んでもよろしいでしょうか。それとも何かございますか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** すみません。協議のところは、もう終わりということですか。
- **原科共同議長** 協議のところは終わりではなく、先に進みながらいきたいと思えます。もし協議のところで、何かあればどうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** すみません。協議のところで2点あるのですが、1つは「4-3

協議の時期」です。これはスコーピングの段階と、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートのこの3つの時点で協議をするというような提案になっておりまして、私はこれでいいと思っているのですが、先程の議論と関連して、このような形でいいのかということ、もう一度確認をさせて頂いた方がいいのかと思いました。そして一点目のスコーピングの段階で、ニーズの評価と予想される環境社会影響となっておりますが、この段階で代替案等も含めた協議が行われる必要があると思っております。2つめは意見です。

- **原科共同議長** ではこの協議のタイミングについて、こういった松本委員（メコン・ウォッチ）の意見ですが、これはいかがでしょうか。JICAの提案と違うように思います。いかがでしょうか。鈴木さん、どうぞ。
- **鈴木** JICAの提案は、スコーピング時と環境社会配慮報告書作成時（いわゆる方法書・準備書という部分）の2回という、アセスの用語で言いますとその2回と考えております。先程から何回も繰り返しておりますが、タイミングについてスコーピングは、インテリムやそういったものよりも早いと思っておりますが、二番目の環境社会配慮報告書という準備書的なものを作るタイミングは、インテリムと同様なのかというところは、先程から議論になっているところがございます。我々としてスコーピングとして必要な方法書の部分と準備書のところは、環境社会配慮面でのステークホルダーとの協議を行っていくことだと考えております。
- **原科共同議長** 今の件について、松本委員からご説明頂きます。どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 要するに今のは、**must**の部分としてはスコーピングとドラフト・ファイナルだけれども、インテリムについてはケース・バイ・ケースだという理解ですか。
- **鈴木** 全て **must** だというようにも考えておりません。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** カテゴリ A についてはいかがですか。
- **原科共同議長** カテゴリ A は **must** ですね。
- **鈴木** 方法書と準備書というものは、もちろん **must** です。インテリムについて、全ての案件が **must** かというと、そこはまだ先程からの議論で、公開はしていくという議論はしたと思います。しかしステークホルダーとの協議をしていくところについて、**must** かということで皆さんの合意形成がなされたとも理解しておりません。公開とそれは違うと思います。
- **原科共同議長** 私もそう聞いております。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** つまり私が整理したかったことは、スコーピングとドラフト・ファイナルは **must** でいいのですが、ここに書いてあるインテリムについては、ケース・バイ・ケース。行わないとは言わないが、必要があれば行うという、そのような理解です。
- **原科共同議長** そのようなことで、整理できればうまくいきます。田中委員、どうぞ。

- **田中委員（国際協力専門員）** 松本委員がおっしゃったことについて、私の意見を述べさせていただきます。インテリムにつきましては先程も申し上げましたように、ステアリング・コミッティの中に、ステークホルダーの一員として NGO の代表の方が入っていたとします。色々な意見が述べられる中で、それこそ NGO を代表するような意見を言うて下さる方がいるとしますと、スコーピングが終わったあと、実際に先方の社会環境の調査を JICA が支援して行う際に、その中で本来ソーシャライゼーションにあたる作業として、その関係住民に対して事業の説明をしながら代替案を考えていくということを、集会をしながら協議して行くというケースが、これから生まれてくると思います。ですから、そのような形で出来上がった結果について、（ある意味で議論が十分になされる時間が少ないインテリム・レポートのドラフトではなく）最終的にそこまで固まった段階で、ステークホルダーが集まったステアリング・コミッティとして、インテリム・レポートを公開していくという合意ができれば、その可能性はあると思います。ただし、その段階で NGO のような方々が、例えば入るか、入らないかということは、最初のスコープ・オブ・ワークの議論をする時に、一番大事な議論になると思います。そこが入っていなかったら、インテリムに至るまで、あるいはスコーピングを行う時にも、多くのステークホルダーの人達の意見が取り入れられるような形のもの、なかなか作られないのではないかと思います。
- **原科共同議長** どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 一つはステアリング・コミッティには提示されますが、他のステークホルダーには提示されないということですか。それくらいステアリング・コミッティというのは、ある種権威があるということですか。実をいうとこの委員会では、ステアリング・コミッティをどうするという議論は一度もしたことがない。それは問題だと思えます。そんなに重要なステアリング・コミッティのことを、一度もここまで触れてきていないのは少々問題ではないかと、今思っております。
もしそのステアリング・コミッティで、それをカバーしなければならないのだとすれば、やはりそこをしっかりと S/W（手続き）のところで、ステアリング・コミッティに対しては、このようなステークホルダーを含むべきであるというようなことを言わなければならないし、情報公開面でも、その人達が他のステークホルダーに対して、情報を提供するという事は、もちろん妨げるものではありません。そのようなことを、きちんと書いておかなければいけないのではないかと思います。従って、仕組みが後で分かってくると、対応策に苦勞するのですが、もしそのステアリング・コミッティの文言を手続きで描くことによって、それが代替できるのであれば、私はそれでもいいと思いますが、そのあたりの実務はよく分かりません。
- **原科共同議長** そうですね。ステアリング・コミッティの件に関しましては、議論を続けましょう。今の件ですか。オブザーバーからも手が挙がっておりますが、少々待ってください。まず、佐々木委員どうぞ。

- **佐々木委員** ECFA から来ている佐々木です。現場で経験したことなのですが、ステアリング・コミッティのメンバーを拡大したりするのは、我々現場にありますと、すごく手間がかかることなのです。そのスコープ・オブ・ワークで官ミッションの方たちが決めて帰られたあと、本当に違う課題が見えてきたりしますと、この役所も巻き込んで欲しい、この研究所も巻き込みたいという意見を、我々はアイデアを持ち始めます。

それを事あるたびに現地カウンターパート機関に持ちかけますが、それでも、すごく難しいのです。といいますのは、我々が付き合っているある役所は力が十分強くなって、その格上の役所を招きたくないとか、色々なことが出てきます。それをなんとかしようとするのですが、そのステアリング・コミッティ・ミーティングというのは、我々にとって業務内容について、かなり指図をするというか、我々に注文をつける役割です。そのステアリング・コミッティの中のチェアマンは、国際約束の中にきちんとサインをした人がいて、一部約束をした当事者もいる。

ですから、我々としてもクレームをつける。それは、我々のスコープを越えている、やりようがないから、それは我々日本側のクライアントである、国際協力事業団に言ってくれ、その上でスコープが変われば対応できるというような話を、内輪でしなければならぬ当事者なのです。ですから、本当に NGO の人達ですとか、もう少し柔軟な広い範囲の人達を相手にしなければいけない時は、違った仕組みを使った方がいいと思います。ステアリング・コミッティ・ミーティングは非常に扱いにくい。それはそれで、次のグループをセットした方がいいと思います。

- **原科共同議長** どうぞ。今井専門員、お願いします。
- **国際協力専門員 今井氏（以下 今井専門員）** 国際協力専門員の今井です。少し意見を述べさせていただきます。1 つは情報公開をして、色々な意見が出てくるということは、今までと少し違う状況が出てくる、ということです。要するにアクション、リアクションの世界に入ってくるのだと思います。ダイナミズムが出てくるということです。それをぎちぎちとして非常に細かい、向こうの法律の手続きを決めるが如く、このガイドラインを決めるのは、私は反対です。そうではなく、ポイントは住民の意見をどうしたらうまく吸収して、それを反映できるかということです。そのような点でいえば、今言ったようなスコーピングと環境社会配慮調査報告書案の時点で 2 回協議を開きましようということも、考えてみれば勝手に決めすぎるといった感じがします。

要するにステークホルダーの意見をきいて、いいタイミングでそのような協議を行えばいいと思います。ですから私は、環境社会配慮報告書案の段階で必ず聞くことがいいのか、あるいは向こうとの協議との合意で、インテリムと最終報告書の間くらいで、色々な対策等が出てきそうであるならば、その段階で 2 回目のステークホルダーの協議を行いましようということも多いにあると思います。あるいは佐々木委員がおっしゃったように、住民の意見を聞く、あるいは反映させるにふさわしい組織というのは、私どもが途上国のことを隅から隅まで知っているわけではないので、向こうの方が色々な住民や

地域の意思形成のシステムが、どのようなものがあるのか、そのようなことが非常に詳しく知っているところがあると思います。

そうしますと、プロジェクト・スペシフィックな立場から言えば、こちら側がこれまでの経験でこのようなシステムがあるからそれを使うというようなことを、ガイドラインできちんと決めるのがいいのか。あるいは、問題はそれにふさわしいやり方でもってシステムを作っていくということを、向こうと協議して一緒に考えて、必要な時期に必要なタイミングのうまいやり方で、それを行っていくというようなところを、協議をしながら決めていく。そこがまさに S/W、あるいはインセプション・レポートの協議での重要なポイントになると思います。要するに、非常にダイナミックで様々なリアクションが出てくる中で、固定的なシステムや、きちんとこの段階で行わなければならないと厳格に決めるのは、かえってステークホルダーの意見をうまく吸収して、それを計画にうまく反映することを阻害するかもしれない。

私の意見は、そこは柔軟に原則を決めることが肝要だということです。原則の趣旨は何かということに立ち返れば、ステークホルダーの意見が計画によりよく反映されるということですが、それを保障できるような原則を決めればいいと思います。例えばスコーピングの段階と、環境社会配慮報告書案の段階というのを、ステークホルダーの声が十分聞けるような形で、おおよそそのようなタイミングで行うのが望ましいとか、やるようにするとか、そのようなこと。それからステアリング・コミッティの件も、事前調査団の団長等と行くと、これは胃が痛むような大変な協議をしなければならないわけです。

ですからそのようなことで、本当に重要なのはステアリング・コミッティに無理矢理関係者を入れるということではなく、そのプロジェクトでのステークホルダーの意見を一番吸収しやすいシステム。それはもしかすると、向こうが従来から持っているシステムかもしれないし、ステアリング・コミッティのシステムかもしれない。しかし重要なのは、そのようなシステムを、よく協議をして探し出す。そのようなものをうまく活用していく。そのようなものは、やはりスコープ・オブ・ワークなり、インセプション・レポートの重要な段階できちんと合意を得て形成していくということが、重要な点ではないかと思います。

- **原科共同議長** はい。どうもありがとうございました。今のご意見ですが、そうしますとスコーピングに相当するようなあまりきちんとした表現はないということでしょうか。概念としてスコーピングというものは、進め方の方法を決めるわけですから、枠を決める段階です。それからドラフト、EIS、あるいは EIR。これは環境配慮影響に対するレポートに関するドラフトです。だから、言葉はこの 2 つです。あまり明確に、どこの国が何だというのは言いにくいところもあるかと思います。その言い方でも、今おっしゃったようなことは対応できると思います。いかがでしょうか。
- **今井専門員** よろしいでしょうか。スコーピングの段階は、原科共同議長がおっしゃる

とおりでと思います。ただし、EIS とか向こうの法律に基づく報告書の作成と、JICA の環境社会配慮報告書では、タイミングが相当ずれる場合がございます。ですから、このガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮調査を縛るものですので、そのような意味で JICA の環境社会配慮調査の流れの中でいいますと、インテリムかあるいは環境社会配慮調査報告書の間の一番いい時に行うというのが見えてくるような言い方があり得るのではないかと思います。

- **原科共同議長** そのようなことなら、分かりました。JICA の手続きの中で、それに対応する概念のものを、その段階で行うということだと思えます。他にご意見ございますか。高橋委員、どうぞ。
- **高橋委員** 日本国際ボランティアセンターの高橋と申します。このステークホルダーの協議に関して、松本委員と JICA のペーパーを比較した時に、いわゆる松本委員が原則のところでは述べられている、事前に十分な情報提供を自由に意見が述べられるという記述があるのですが、JICA ではその原則に関して、明記されていません。特に「自由に意見が述べられる」というのは、いわゆる情報の質ということに関して、また協議のプロセスや結果についての透明性ということもあり、非常に重要なのではないかと考えています。このあたり JICA はどのようにお考えなのか、少々教えて頂ければと思っております。
- **原科共同議長** この点については、富本さんお願いします。
- **富本** もちろん松本委員のご提案のような、自由に、しかも透明な、かつ意見を言った人の安全が守られるというような状況は、非常に望ましいと思っております。しかし先程からも言っているように、そのようなことが許される状況にある国とない国がある。過剰に自由な国もあり様々である。我々はそれに対してここにあるように、確かに特段の配慮をしなければならないと思っておりますし、私の経験でも非常にそのような自由な状況を確保しようとして、かなり無理をして、むしろ周辺住民・社会に対して悪影響を及ぼす。それはロングランにおいて、日本の調査団がいる間はそのようなことが起こらないのですが、その後の影響があったということは聞いておりますので、そのようなことも十分配慮しながら、行わなければならないと思っております。そのようなことも教育の一環として、確保すべきだと思っております。それから同時に、そのような方法が、どのようなものがあるかということも、具体的に議論して頂くとうよろしいのではないかと思いますので、時間がございませんので、NGO の方の経験も踏まえながら、考えたいと思います。
- **原科共同議長** 原則はこのとおりでいいということで、具体的な方策を考えたいということですね。
- **富本** そこは全く同感でございます。
- **原科共同議長** それでは只今 17 時 20 分で、時間が 2 時間 20 分経ちました。この件についてのご意見ですか。それでは、協議についてももう一度どうぞ。そろそろ休憩を取り

たいと思いますので、よろしくお願い致します。

- **松本委員 (FoE Japan)** すみません。何度も申し訳ないのですが、やはり外側から見ると、区切りとしてスコーピングの段階と、インテリム・レポート、それからファイナル・ドラフト・レポートというのが非常に重要で、そのレポートのまとめにあたって、かなり色々な議論が行われるのではないかと思います。必ずしもレポートの場でなくても、先程今井専門員がおっしゃったように、私たちの最も重要な趣旨というのは、やはりそこで出された意見が、計画に反映されるということが、一番重要な趣旨なのですが、その重要なレポートの間をはずして、どのような意見が反映されるのか。それが良く分からない。反映されればそれでいいのですが、そのインテリム・レポートですとか、そういった重要な骨組みになるようなものと、特に時期を関係なくしてヒアリングをして、協議をして、それで本当に計画に反映されるのかどうか。そのレポートを区切りにしないで、どのような反映がされるのか、もう少し出来たらご説明頂きたいと思います。
それともう1つは、確かに方法書と準備書という2点は、必ず **must** な場所だと思うのですが、最低限その2回は行わなければいけないというような書き方に、是非して頂きたいと思います。
- **原科共同議長** これについて、今井専門員も同じようなことをおっしゃったと思うのですが、今の松本委員のご意見に対して、何かございますか。富本さん、どうぞ。
- **富本** JICA もプロジェクトの準備期間、実施期間を通じて、必要に応じてステークホルダーとの協議を行うべきであるというのはまず原則にあって、そこで2回行うのか、3回行うのかというのはあります。松本委員のようにレポートというものを重視する場合もございますが、そのレポートとレポートの間に協議を行う時もあるかもしれない。それからレポートが場合によっては、2回作られる場合もあるかもしれない。インテリム・レポートの1・2というように、色々な段階があるかもしれない。
必ずしもレポートだけに、固執する必要はないのではないかと思います。同じことを言っていると思うのですが、成果品に対して実施するのか。それを準備する段階で、いくつか節目というものがあって、それを実施するのかという違いだと思います。原則は必要に応じて、どのような期間でも行うということですから、もし仮にレポートのところに固執されるのであれば、そこはそれで私は構いませんが、しかしそれは一回だけでいいのか。インセプションだけでいいのか、インテリムだけでいいのかということになりますと、さらに必要な場合もあるかもしれない。
- **原科共同議長** 2回というのは最低限で、さらに必要であれば増やすという考え方ですね。
- **富本** そうということです。
- **原科共同議長** それでは、松本委員どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 一言にしますが、そこで JICA 案「EC.9/3 rev.」で欠けているのは、それがその協力事業に反映されなければならないということがないので

す。なぜステークホルダーとの協議が必要かは、ここに明記されておられません。今まで田中委員も、今井専門員も、大事なのをしっかり適切に吸い上げて、事業に反映させることだ。そのためには、どこで協議をするのかは、フレキシビリティが必要だというようにおっしゃっている。もしフレキシビリティだけをここに入れ込んでしまうと、結局協議はフレキシビリティに行えばいいということであって、それに対する目的というか、必要性も出てこない。

これは実はコンプライアンスのことを考えると一番大変なのは、それが事業に反映されなければならないと書くことが最も大変なのです。ステークホルダーとの協議を何回にするかということ以上に、田中委員と今井専門員がおっしゃった2つのことを、ここに入れ込むことの方がより大変だと思います。もしそれを入れ込むのであれば、私は実は、協議というものはフレキシブルであるべきであると思いますが、それが例えばJBICの時も、コンプライアンスというのは非常に難しいということから、最低限これとこれは必要だということをガイドライン上書いただけで、私は理念的には田中委員、今井専門員のおっしゃることをここに書き込まれるのが、本当はベストだと私は思います。

- **原科共同議長** 今のは本質的に一番大事なところですよ。そのようなことは、むしろ当たり前のように感じますが、きちんと書かなければいけないことだと思います。

それでは、そろそろ休憩を取りたいと思います。今 17 時 24 分ですので、10 分ほど休憩を取りまして、17 時 35 分から再開致します。

-----◇-----
休憩 17 時 24 分～17 時 35 分 (10 分間)

-----◇-----